○補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準

平成18年9月29日厚生労働省告示第528号

[一部改正]

第1次改正 平成19年6月29日厚生労働省告示第231号 平成20年3月31日厚生労働省告示第147号 第2次改正 第3次改正 平成21年3月31日厚生労働省告示第209号 第4次改正 平成22年3月31日厚生労働省告示第124号 第 5 次 改 正 平成24年3月30日厚生労働省告示第277号 第6次改正 平成25年1月18日厚生労働省告示第 第7次改正 平成26年3月31日厚生労働省告示第161号 第8次改正 平成27年3月31日厚生労働省告示第202号 第9次改正 平成30年3月23日厚生労働省告示第121号 令和元年9月2日厚生労働省告示第100号 第10次改正 第11次改正 令和2年3月31日厚生労働省告示第157号 第12次改正 令和3年3月31日厚生労働省告示第145号 第13次改正 令和4年3月31日厚生労働省告示第129号 第14次改正 令和5年3月31日厚生労働省告示第140号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第25項及び第76条第2項の規定に基づき、補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準を次のように定め、平成18年10月1日から適用する。

補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第25項に規定する主務大臣が定める補装具の種目は、義肢、装具、座位保持装置、視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、人工内耳(人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る。)、車椅子、電動車椅子、座位保持椅子、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ及び重度障害者用意思伝達装置とし、次項から第5項までに定める基準以外の基準については、別表のとおりとする。ただし、障害の現症、生活環境等を特に考慮して市町村が費用を支給する補装具については、別表の規定にかかわらず、法第76条第3項の規定による身体障害者更生相談所その他主務省令で定める機関の意見に基づき当該市町村が定めるものとする。
- 2 前項ただし書の補装具は、購入又は修理をするものであって、同項前段に掲げる補装具の種目に該当し、かつ、別表の規定によらないものとする。
- 3 法第76条第2項の規定に基づき主務大臣が定める補装具の購入等に係る費用 の額の基準は、別表の規定による価格の100分の106に相当する額とする。 ただし、第1項ただし書の補装具については、市町村が定める額とする。
- 4 次に掲げる購入等に係る費用の額の基準は、前項の規定にかかわらず、別表の 規定による価格の100分の110に相当する額とする。

- 一 別表の1の(5)の眼鏡(遮光用及び弱視用を除く。)の購入
- 二 別表の1の(5)の歩行補助つえ(プラットホーム杖に限る。)の購入
- 三 別表の3の(5)の視覚障害者安全つえの項中マグネット付き石突交換
- 四 別表の3の(5)の眼鏡の項中枠交換(遮光用及び弱視用に係るものを除く。)
- 五 別表の3の(5)の眼鏡の項中レンズ交換(遮光用レンズ及び遮光矯正用レンズに係るものを除く。)
- 六 別表の3の(5)の補聴器の項中重度難聴用イヤホン交換、眼鏡型平面レンズ 交換、骨導式ポケット型レシーバー交換、骨導式ポケット型ヘッドバンド交換 、ワイヤレスマイク充電用ACアダプタ交換及びイヤホン交換
- 七 別表の3の(5)の車椅子の項中クッション交換、クッション(ポリエステル 繊維、ウレタンフォーム等の多層構造のもの及び立体編物構造のもの)交換、 クッション(ゲルとウレタンフォームの組合わせのもの)交換、クッション (バルブを開閉するだけで空気量を調整するもの)交換、クッション(特殊な 空気室構造のもの)交換、フローテーションパッド交換、背クッション交換、 特殊形状クッション(骨盤・大腿部サポート)交換、クッションカバー(防水 加工を施したもの)交換、枕(オーダー)交換、リフレクタ(反射器ー夜光反 射板)交換、テーブル交換、スポークカバー交換、ステッキホルダー(杖たて)交換、栄養パック取り付け用ガートル架交換、点滴ポール交換及び日よけ(雨よけ)部品交換
- 八 別表の3の(5)の電動車椅子の項中枕(オーダー)交換、バッテリー交換(マイコン内蔵型に係るものを含む。)、外部充電器交換、オイル又はグリス交換、ステッキホルダー(杖たて)交換、栄養パック取り付け用ガートル架交換、点滴ポール交換、延長式スイッチ交換、レバーノブ各種形状(小ノブ、球ノブ、こけしノブ)交換、レバーノブ各種形状(Uノブ、十字ノブ、ペンノブ、太長ノブ、T字ノブ、極小ノブ)交換、日よけ(雨よけ)部品交換、リフレクタ(反射器-夜光反射板)交換及びテーブル交換
- 九 別表の3の(5)の歩行補助つえの項中凍結路面用滑り止め(非ゴム系)交換 十 別表の3の(5)の重度障害者用意思伝達装置の項中本体修理、固定台(アーム式又はテーブル置き式)交換、固定台(自立スタンド式)交換、入力装置固定具交換、呼び鈴交換、呼び鈴分岐装置交換、接点式入力装置(スイッチ)交換、帯電式入力装置(スイッチ)交換、筋電式入力装置(スイッチ)交換、光電式入力装置(スイッチ)交換、呼気式(吸気式)入力装置(スイッチ)交換、圧電素子式入力装置(スイッチ)交換、空気圧式入力装置(スイッチ)交換、視線検出式入力装置(スイッチ)交換及び遠隔制御装置交換
- 十一 別表の3の(5)の人工内耳の項中人工内耳用音声信号処理装置修理
- 5 国、地方公共団体、日本赤十字社、社会福祉法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する補装具製作施設が製作した補装具を購入又は修理する場合の第3項又は前項の費用の額の基準は、前2項の規定にかかわらず、それぞれ第3項又は前項に掲げる額の100分の95に相当する額とする。

前 文(抄)(平成19年6月29日厚生労働省告示第231号)

平成19年7月1日から適用する。ただし、この告示の適用の日前に補装具の購入等に係る申請があり、かつ、この告示による改正後の額がこの告示による改正前の額を下回る場合には、補装具の購入等に要する費用の額の算定に当たって

は、なお従前の例による。

前 文(抄)(平成20年3月31日厚生労働省告示第147号) 平成20年4月1日から適用する。

前 文(抄)(平成21年3月31日厚生労働省告示第209号) 平成21年4月1日から適用する。

前 文(抄) (平成22年3月31日厚生労働省告示第124号) 平成22年4月1日から適用する。

前 文(抄)(平成24年3月30日厚生労働省告示第277号) 平成24年4月1日から適用する。

前 文(抄)(平成25年1月15日厚生労働省告示第 6号) 平成25年4月1日から適用する。

前 文(抄)(平成26年3月31日厚生労働省告示第161号) 平成26年4月1日から適用する。

前 文(抄)(平成27年3月31日厚生労働省告示第202号) 平成27年4月1日から適用する。

前 文(抄)(平成30年3月23日厚生労働省告示第121号) 平成30年4月1日から適用する。

前 文(抄) (令和元年9月2日厚生労働省告示第100号) 令和元年10月1日から適用する。

前 文(抄)(令和2年3月31日厚生労働省告示第157号) 令和2年4月1日から適用する。

前 文(抄)(令和3年3月31日厚生労働省告示第145号) 令和3年4月1日から適用する。

前 文(抄)(令和4年3月31日厚生労働省告示第129号) 令和4年4月1日から適用する。

前 文(抄)(令和5年3月31日厚生労働省告示第140号) 令和5年4月1日から適用する。

別 表

1 購入基準

(1) 義肢 — 殼構造義肢

名 称	型	式	使用材料・部品及び工作法	価格	備	考
上腕義手	上腕義手 装 飾 用		アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ 必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す ること。 ソケットは、断端との適合に注意し、装着感を 良くするとともに安定性の確保に留意し、残存運 動力を有効に伝えなければならないこと。 肩吊りバンドは、使用中容易に変形しない織物 を用い、腋窩部に不快感、疼痛、皮膚の損傷を生 じないよう留意すること。	よるウの基本価 格に工及びオの それぞれ使用す		
	作	業用	ソケット及び支持部の工作に際しては、作業中の繰返し荷重、振動荷重、衝撃に耐えられるよう 留意し、信頼性を高めること。 その他は装飾用と同じ。			
	能動式	ハンド型手部付	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ 必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、断端との適合に留意し、装着感の 良さ、安定性、運動の伝達性を確保するとともに、トータルコンタクト(全面接触型)を原則とすること。 コントロールケーブル(伝導索)は、可撓性の大きい滑らかな鋼製ケーブル又はナイロン単繊維をハウジング(ケーブル鞘)とともに用い、摩擦によるケーブルの損耗と力の伝達効率の低下を防ぐこと。 肩吊りバンドは、肘継手、手部の作動力源で、その適合はコントロールケーブルのアライメントとともに義手の機能を左右することから適合と取付けに細心の注意を払い、また、腋窩部を過度に圧迫しないこと。 財継手及び手部は、繰返し使用に対し機能の低			
		フ 手 ック 型	のであること。			

	電	動	式	アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ 必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、断端との適合に留意し、装着感の 良さ、安定性及び運動の伝達性を確保すること。 操作は、筋電電極又はスイッチを用い、モータ ーにより手先具や継手を制御するものであるこ と。
肩義 手	装 飾 用		用	肩継手は、可動で外転式、屈曲ー伸展式又は複合運動式とし、衣服の損耗を防ぐために突起部のないよう留意すること。 ハーネス(胸郭帯)は、義手を肩部によく落ち着かせるようその取付位置を注意して選び、着脱に便利な構造とすること。 その他は上腕義手装飾用と同じ。
	作	業	用	肩継手は、必要に応じ固定できること。 その他は上腕義手作業用と同じ。
	能動式普通用	ン	手 部 付	
		フック型	手 部 付	手部は、使用中変形を来たさず信頼性の高いものであること。 その他はハンド型手部付と同じ。
	能動式肩甲鎖骨切除用		手部付手	ソケットの支持性を増すため、反対側の肩部までソケット後壁部を延長する等特別の配慮が必要であるとともに、疼痛、不快感のないよう適合に留意すること。
		/ ツ ク	部付	すがは、使用する形を来たさず信頼住の高いものであること。 その他はハンド型手部付と同じ。

	型			
	電	動	式	上腕義手電動式と同じ。
肘義手	装 飾 用		用	上腕義手装飾用と同じ。
	作 業 用		用	幹部は、作業種目を考慮したものとすること。 その他は上腕義手作業用と同じ。
	能	能 動 式		上腕義手能動式と同じ。
	電	動	式	上腕義手電動式と同じ。
前腕義手	奏手 装 飾 用		用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ 必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す ること。 ソケットは、断端との適合に注意し、装着感を 良くするとともに残存運動力を有効に伝えるよう 注意すること。 切断面に回旋能力が残っていない場合には、手 継手部で回旋できることが必要であること。
	作 業 用		用	アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ 必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 必要に応じて上腕カフ (締革) にハーネスを付けること。 ソケット、支持部及び肘継手は、作業中の繰返し荷重、振動荷重、衝撃荷重に耐えられるよう材質及び工作法を十分吟味すること。
	能動式長断端用長断端用中断端用でクラントフック型ハンド型		ド	アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ 必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す ること。 ソケットは、断端の運動を忠実に伝えるため及 び装着感を良くするため、採型に細心の注意を払
			ツク	うこと。また、断端長の許す限り二重ソケットを原則とすること。長断端用には、前腕の回内外運動をできるだけ良く伝えるようにソケット先端部の適合に留意すること。
			ンド	 ・ 中断端用には、肘の屈曲 ― 伸展運動を忠実に伝えるとともに、135°の屈曲を妨げることのないように留意すること。 ・ 短断端用には、ソケット及び前腕部が別個に動く構造、いわゆるスプリットソケット構

		用短断端用短断	フック型 ハンド型 フック型	造とし、屈曲時に断端の脱落を防止するため、ソケットは肘頭まで包含する構造とすること。 コントロールケーブルは、可撓性の大きい平滑な鋼製ケーブル又はナイロン単繊維をハウジングとともに用い、ケーブルの摩擦を少なくするとともに、摩耗によるケーブルの損傷を極力少なくすること。 肩吊りバンドの適合及びアライメントは、コントロールケーブルのアライメントとともに能動義手の機能を左右することから、適合と取付けには特に留意し、腋輪は、腋窩部の疼痛、不快感、皮膚の損傷を生じないよう適切な保護用被覆を行うこと。
	電	動	式	上腕義手電動式と同じ。
手義 手	装	飾	用	前腕義手装飾用と同じ
	作	業	用	前腕義手作業用と同じ。
	能 動 式		式	前腕義手能動式長断端用と同じ。
	電	動	式	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ 必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す ること。 ソケットは、断端との適合に留意し、装着感の 良さ、安定性及び運動の伝達性を確保すること。 操作は、筋電電極又はスイッチを用い、モータ ーにより手先具を制御するものであること。
手部義手	装 飾		用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ 必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す ること。 手袋型とすること。
	作	業	用	アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ 必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す ること。 手部又は前腕部に固定できるようにすること。 手部には、作業に必要な装置を付けること。
	電	動	式	手義手電動式と同じ。
手指義手	手 装 飾 用		用	アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ 必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す

			ること。 キャップ式又は手袋型のいずれかによること。	
	作業用		アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ 必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す ること。 指部は、作業に適するよう形成すること。	
股義足常用		普 通	アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ 必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、装着感を良くするとともに完全に 適合し、かつ、腸骨稜まで収納することにより、 義足を懸垂するようにすること。 革ソケットの場合は、ソケットの内側を牛クロム革で内張りすること。 回転台付の場合、皮革絞りのソケットは、変形 防止のため帯鋼で補強枠を組み、取り付けること。 大腿部及び下腿部は、木製内部の水分を一定に 保つための配慮を必要とすること。 アルミニウム合金の場合には、防蝕処理を施すこと。 運動部分の継手については、防音と減摩に十分 留意すること。	大腿短断端
		カナダ式	必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、義足の懸垂、体重支持及び運動性を確保すること。 歩容に重要な影響を及ぼすので、アライメントは特に精密に決定すること。 アライメントカップリング(軸位調整装置)を用いて必ず試歩行を行うこと。 両脚の歩長をそろえるため、股屈曲角制限装置を取り付けること。	
	作	業 用	耐水性及び防蝕性に留意すること。 その他は足部を除き、常用普通と同じ。	
大腿義足	常	用	アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ 必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す ること。 ソケットは、装着感、体重支持及び運動性を良 くするため、適合に留意し四辺型ソケットとする	

	I	こと。	I	ı
		ソフトインサートは、皮革、軟性発泡樹脂等の		
		いずれでもよいこと。ただし、状況に応じてソフ		
		トインサートを省いてもよいこと。		
		アルミニウム合金を使用する場合は、防蝕処理		
		を施すこと。		
	吸着式常用	アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ		差込吸着式を含む。
		必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す		
		ること。		
		ソケットは、断端の解剖、生理学的特性に適合		
		した最適形状と軽度の圧迫によって、体重支持、		
		懸垂力を生じるので、適合には特に留意し、装着		
		感、断端の変色、肉の盛り上がり、坐骨結節の位		
		置等を、十分吟味すること。		
		義足の組立てに際しては、試歩行により装着		
		感、安定性及び運動性を確保するための歩行分析		
		を行い、ソケット適合の場合の修正、アライメン		
		トの調整を行い、正常歩行に近づけるよう努める		
		膝継手の運動を制御するためのブレーキ装置		
		は、その機能が確実で信頼性のあるものを用い、		
		使用中の緩み、かじりつきのないものを用いるこ		
		と。		
		断端の状況に応じて、懸垂補助、歩容の改善の		
		ため、シレジアバンド(懸垂帯)を用いてもよい		
		こと。		
		SACH足部は、体重、健肢の足の寸法、常用		
		する履物、装着者の活動性を考慮して、適切な寸		
		法、性状で、かつ、信頼性の高いものを使用する		
		こと。		
		断端の状況の許す限り、トータルコンタクトを		
		原則とし、やむを得ない場合には断端末部に空気		
		室を設けてもよいこと。		
	作業用	耐水性及び防蝕性を与えるよう留意するととも		
		に、十分な強度をもたせること。		
		その他は常用と同じ。		
膝義足	常用	アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ		
		必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す		
		ること。		
		ソケットの適合には綿密な注意を払い、装着感		
		を良くするとともに運動性を確保すること。		
		ソフトインサートは、必ずしも必要としない		
		が、断端末支持には断端末受を入れること。		
		下腿部に強化プラスチックを用いる場合は、変		
		形を防止するよう十分留意すること。		
I	I	// C// / O O / / // HIE / O C C 0	ļ	

	作業用		膝継手が遊動式の場合には、膝関節の運動をコントロールする構造又は装置を必要とするほか、防音、運動部の減摩に留意すること。 膝継手は、衣服の損耗を防止するため皮革で包むこと。 耐水性及び防蝕性に留意すること。 その他は足部を除き、常用に同じ。	
下腿義足	常 用	普 (式む)P T B 式		サイム切断を含む。
		P	膝継手金具及び大腿もも締革は、用いないことを原則とするが、断端の状況によりやむを得ない場合は、膝継手金具又は大腿もも締革を用いてもよいこと。 適合判定は、試歩行の段階及び義足完成時に行うこと。 ソケット上部の適合には、細心の注意を払い、	

		T S 式 K B M 式	特に膝関節付近の解剖学的構造によく合わせることによって義足を懸垂させること。 採型後ギプスソケットによって適合をよく吟味、修正すること。 その他はPTB式と同じ。 義足の懸垂は、内顆部の解剖学的構造によく適合したくさび又はFAJALの方法によって行われ、膝蓋骨部は露出するため、特に採型時及び仮合わせ時の適合は、綿密に吟味すること。 膝蓋靭帯より上部のソケットは、左右方向に変形しやすいものとなる傾向があるので、ソケット形成に際しては、補強材の種類、量、樹脂の強度を十分吟味して、強度、剛性を減少させぬよう留意すること。 その他はPTS式と同じ。	
		T S B 式	ソケットは、精密な適合を行い全面が接触する 形状になるよう製作すること。 その他はPTB式と同じ。	
	作業用		耐水性及び防蝕性に留意すること。 その他は常用普通と同じ。	
果義足	足		アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ 必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す ること。 義足の懸垂は、断端の形状を利用し、ソケット を断端に固定することによって行われるので、適 合に十分留意すること。 足部は、遊動足部又はSACH足部の構造特性 を利用したものとすること。 特にソケットと足部との結合部の強度を保つよ うに留意すること。	ピロゴフ切断を含む。
足根中足 義足			アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ 必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 断端の骨突出部を損傷しないようソケットの適合とソケット構造に特に留意すること。 足底は、鋼板、ゴムベルト等を挿入して弾性と強度をもたせること。 足の形態の復元のため、スポンジで形成し、足底は牛なめし革を張り付けること。	

	足	式	アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ 必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す ること。 足底は、ゴムベルトを入れ足部の変形を防止 し、かつ、耐久性を増加するようにすること。 断端から踵までを包み足袋型とすること。 締付けは、前後いずれでもよいこと。 足部は、牛なめし革を張り付けること。	
	下腿部	支持式	アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ 必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す ること。 義足の懸垂は、断端の形状を利用し、ソケット を断端に固定することによって行われるので、適 合に十分留意すること。	
足指義足			アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ 必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す ること。 踵部にゴムバンドで引き掛け、又は足袋型に し、足部を包んで装着できるようにすること。	

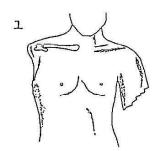
- 1 義手の作業用に付ける手先用具は、3個を範囲として必要な数だけオの完成用部品を加えること。
- 2 手先用具の取付部は、ピン固定法又は溝固定法により、太さは9mmとすること。
- 3 二重ソケットは、断端の表面を均等に受けるようにするものとし、支持部に取り付け、変形を防止するために プラスチック等硬質の材料を使用すること。なお、皮膚接触面には、軟性の材料を付加することがあること。
- 4 障害者の殻構造義肢の耐用年数は、カの耐用年数によるものとすること。
- 5 障害児の殻構造義肢の使用年数は、キの使用年数によるものとすること。

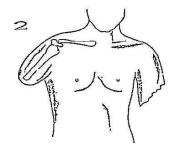
ア 基本工作法

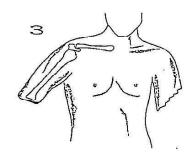
工程	作業の内容
(ア) 断端の観察	断端の表面の状況、関節の運動機能(屈伸、内転、外転等)の状況、肢位の観察及び特 徴の把握並びに筋肉の走路及び筋電位出力の確認(電動式)
(イ) 採寸及び投影図の 作成	情報カードの記録、製作に必要な寸法及び角度の測定並びに記録並びに投影図の作成
(ウ) 採型	ギプス包帯法による陰性モデルの採型及び順型、陽性モデルの注型及び取出し並びに陽性モデルの修正
(エ) 適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック及び修正並びに継手 の中心位置の設定
(オ) 陽性モデルの製作	チェックソケットへのギプスの注型、陽性モデルの修正、表面の仕上げ及び乾燥
(カ) ソケット製作	ストッキネットの被覆、強化材の付加、PVAバックの被覆、樹脂注型、取外し及びソケットトリミング並びに電極ダミーの設定(電動式)
(キ) 支持部材の外形の 形成及び要素の結合	義手:パラフィン、プラスチックフォームギプス等による支持部芯材外形の形成及び要素の結合並びにバッテリー及びコントローラー収納場所の確保(電動式) 義足:股継手、膝継手、足部等の機能部品の支持部材による結合及び足部の調整
(ク) 組立て	義手:継手等各部の組合せ及び結合並びにハーネスの取付け 義足:アライメントカップリングの取付け、ベンチアライメントの設定、各部の組合せ 及び結合、懸垂装置の取付け並びに角度調整
(ケ) 仮合わせ	義手: ソケットトリミングの修正、ハーネスの調整及び機能の点検、電極の位置確認及 び感度調整(電動式)、義手操作の基本の指導並びに適合の修正 義足: アライメントカップリングの修正、適合の点検及び修正、各部の機能の点検並び に起立及び歩行の基本動作の指導
(コ) 外装及び仕上げ	義手:外形の研削、ストッキネットの被覆及びラミネーション並びに感度調整用窓加工 (電動義手)義足:アライメントカップリングの取外し、外形の形成、内部余肉の除去、外装並びに ソケットの適合及び機能の最終点検
(サ) 適合検査	適合及びアライメントの点検並びに操作の指導

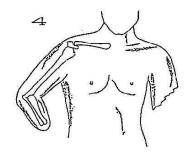
イ 採型区分

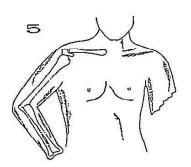
A 發 手

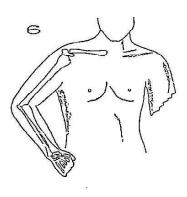


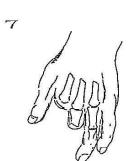






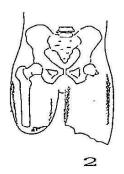


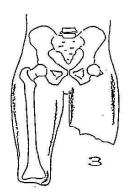


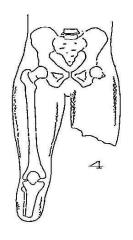


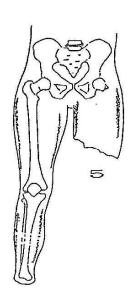
B義足

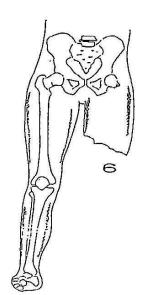














ウ 基本価格

名		称	採型区分	型	式	価 格	備考
						円	
義	手	用	A-1	装	用式式	36, 20 36, 20 48, 20 85, 90	
			A-2	装	用用式式	38, 50 38, 50 45, 20 79, 40	
			A-3	装	用用式式	35, 10 35, 10 40, 70 71, 80	
			A-4	装 作 能 動 動	用用式式	34, 10 34, 10 35, 80 63, 30	スプリットソケットは、21,000円増しとすること。
			A – 5	装 飾 業 動 動	用用式式	30, 90 30, 90 35, 20 61, 90	
			A-6	装 作 能 動 動	用用式式	11, 80 11, 80 17, 90 31, 60	
			A-7	装 作 業	用 用	9, 45 13, 80	
義	足	用	B-1	受皿カナ	式ダ式	110, 50 110, 50	
			B-2	差 ライナ 吸 着	一式	72, 20 119, 60 166, 00) と。
			B-3	差 ライナ		70, 40 92, 20	

	吸 着	式	138, 600	
B – 4	Р Т К В	式 式 式 式 式 式 式 式 式	57, 500 81, 800 98, 100 100, 900 81, 800	大腿支柱付きは、25,800円増しとすること。
B – 5	差 込 有 窓		46, 700 70, 400	
B-6	足 袋下腿部支		24, 500 70, 400	
B – 7			18,800	

- 1 顆上懸垂式は、ミュンスター式及びノースウェスタン式とすること。
- 2 ソフトインサートのシリコーン又は、完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合に限り、47,900 円加算できること。
- 3 坐骨収納型ソケットを除く吸着式、顆上懸垂式、スプリットソケットのチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、8,250円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。
- 4 陽性モデルの製作を必要としないダイレクトソケットシステムについては、基本価格に40%を乗じた価格を上限額とし、チェックソケットは使用できないこと。また、ソケットの製作要素価格においては、いかなる加算もできないこと。

工 製作要素価格

(ア) ソケット

名称	採型区分	使 用	材	料	価	格 円	備	考
義 手 用	A-1	アルミニウム、 皮 革 熱硬化性樹脂 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂 熱可塑性樹脂	(電動式)	۲,		11, 700 9, 550 21, 400 21, 900 5, 450 6, 000		
	A-2	アルミニウム、 皮 革 熱硬化性樹脂 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂 熱可塑性樹脂	(電動式)	ス		10, 300 12, 600 14, 700 15, 200 7, 100 7, 550		
	A-3	アルミニウム、 皮 革 熱硬化性樹脂 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂 熱可塑性樹脂	(電動式)	7,		10, 300 13, 600 14, 700 15, 200 5, 050 5, 550		
	A-4	アルミニウム、 皮 革 熱硬化性樹脂 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂 熱可塑性樹脂	(電動式)	元		9, 100 12, 400 14, 400 14, 800 4, 950 5, 450		
	A-5	アルミニウム、 皮 革 熱硬化性樹脂 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂 熱可塑性樹脂	(電動式)	ド		10, 900 9, 400 13, 700 14, 100 7, 100 7, 600		
	A-6	セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	(電動式)			8, 900 9, 150 11, 100 11, 500 6, 950		

		熱可塑性樹脂(電動式)	7, 350	
	A – 7	皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	4, 100 4, 150 3, 550	
義足用	B-1	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	23, 100 37, 900 15, 900	
	B-2	木 製アルミニウム、セルロイド皮 革熱硬化性樹脂熱可塑性樹脂	51, 600 15, 400 20, 200 29, 400 17, 300	エアクッションソケットは、16,300円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、17,900円増しとすること。
	B – 3	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	15, 700 26, 000 43, 500 19, 700	エアクッションソケットは、16,300円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、17,600円増しとすること。
	B-4	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	18, 300	エアクッションソケットは、14,800円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、6,950円増しとすること。
	B - 5	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	12, 800 18, 600 25, 300 11, 000	エアクッションソケットは、13,600円増しとすること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い 樹脂注型を行う場合は、9,700円増しとすること。
	B-6	セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱硬化性樹脂 (下腿部支持式) 熱可塑性樹脂	12, 700 10, 900 23, 300 25, 300	エアクッションソケットは、12,800円増しとすること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い 樹脂注型を行う場合は、5,950円増しとすること。

B — 7	, ,	9, 550	
	熱硬化性樹脂	21, 200	
	熱可塑性樹脂	10, 300	

(イ) ソフトインサート

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格	備	考
			円		
義手用	A - 1	皮 革	4, 700		
		軟性発泡性樹脂	4,800		
		皮革・軟性発泡樹脂	8, 100		
	A - 2	皮 革	4, 150		
		軟性発泡樹脂	4, 650		
		皮革・軟性発泡樹脂	7, 750		
	A-3	皮 革	4, 150		
	A 5	軟性発泡樹脂	4, 650		
		皮革・軟性発泡樹脂	7, 750		
		<u> </u>	1,100		
	A - 4	皮革	4,050		
		軟性発泡樹脂	4, 650		
		皮革・軟性発泡樹脂	7, 500		
	A - 5	皮 革	4, 050		
		軟性発泡樹脂	4,650		
		皮革・軟性発泡樹脂	7, 500		
義 足 用	B - 1	皮革	7,000		
37 /L /II		軟性発泡樹脂	5, 300		
		皮革・軟性発泡樹脂	10,600		
		2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	,		
	B - 2	皮 革	5, 400		
		軟性発泡樹脂	4, 950		
		皮革・軟性発泡樹脂	7,000		
		皮革・フェルト	9,700		
		シリコーン	44, 000		
	B – 3	皮 革	6, 050		
	ט ע	軟性発泡樹脂	5, 100		
		皮革・軟性発泡樹脂	9,650		
		皮革・フェルト	10, 700		
		シリコーン	47, 400		
I	l		41, 400		

ļ				
	B - 4	皮 革	4, 450	
		軟性発泡樹脂	4,750	
		皮革・軟性発泡樹脂	7, 200	
		皮革・フェルト	8, 350	
		シリコーン	37, 900	
	B – 5	皮革	4, 700	
		軟性発泡樹脂	7,600	
		皮革・軟性発泡樹脂	8, 250	
	B – 6	皮革	3,000	
		皮 革	4,700	
		(下腿部支持式)		
		軟性発泡樹脂	3, 400	
		軟性発泡樹脂	7,600	
		(下腿部支持式)		
		皮革・軟性発泡樹脂	6,000	
		皮革・軟性発泡樹脂	8, 250	
		(下腿部支持式)		
	B - 7	皮 革	2, 300	
		軟性発泡樹脂	2,700	
		皮革・軟性発泡樹脂	4, 650	

- 1 軟性発泡樹脂とは、PEライト及びスポンジであること。
- 2 ソフトインサートは、骨突起部等に部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。

(ウ) 支持部

名 称	型式	部 位	使用材料	価 格 円	備考	
義手用	装飾用	肩 部		9, 000		
	能動式作業用	上腕部	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	8, 050 25, 000		
		前 腕 部	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	10, 200 20, 600		
	作 業 用 (幹部使 用)	上腕部		8, 050	肩義手用及び上腕義手用に幹部を使用 する場合に限ること。	
	7147	前 腕 部		10, 200	前腕義手用に幹部を使用する場合に限ること。	
	電動式	肩 部	熱硬化性樹脂	10, 900		
		上腕部	熱硬化性樹脂	30, 800		
		前腕部	熱硬化性樹脂	25, 300		
		手 部	熱硬化性樹脂	25, 300		
義足用	常 用 作 業 用	股 部		11,000		
		,, ,,,,,,,,	大 腿 部	木 製 アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	32, 700 33, 000 34, 200	
		下腿部	木 製 アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	28, 500 29, 900 33, 600		
		足 部	軟性発泡樹脂	15, 300		
	作 業 用 (鉄脚使 用)	大腿部		62, 900	股義足用及び大腿義足用に鉄脚を使用 する場合に限ること。	
	/11/	下腿部		29, 900	下腿義足用に鉄脚を使用する場合に限ること。	

- 1 義手用及び義足用の支持部そのものが外装となる場合は、支持部に外装の価格を加算すること。
- 2 果義足用、足根中足義足用及び足指義足用の場合に限り、足部を加えることができること。
- 3 肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、9,400円増しとすること。
- 4 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な 修正を行う場合は、11,100 円増しとすること。
- 5 熱可塑性樹脂については、セルロイドに準ずること。

(エ) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品

区分	名称	使 用 部 品	価 格 円	備	考
義 手 用	肩義手用	胸郭バンド式肩ハーネス一式 肩たすき一式	22, 500 11, 300		
州ハーネス	上腕義手用	胸郭バンド式上腕ハーネス一式 肩たすき一式 8字ハーネス一式	22, 300 11, 300 10, 300		
	前腕義手用	胸郭バンド式前腕ハーネス一式 8字ハーネス一式 9字ハーネス一式 たわみ式肘継手(一組) 前方支持バンド 上腕カフ(三頭筋パッド)	19, 100 8, 300 5, 350 2, 600 2, 600 5, 400		
義足	股義足用	懸垂帯一式	16, 100		
足懸垂用部品	大腿義足用	シレジアバンド一式 肩吊り帯 腰バンド 横吊帯 義足用股吊帯	7, 800 6, 750 9, 300 1, 750 2, 250	価格は、1本当たりのも	っのであること。
	下腿義足用	腰バンド 横吊帯 大腿もも締め一式 PTBカフベルト一式	9, 300 2, 400 12, 100 9, 250		

(注)

1 肘義手用は、上腕義手用に準ずること。

- 2 手義手用及び手部義手用は、前腕義手用に準ずること。
- 3 膝義足用は、大腿義足用に準ずること。
- 4 サイム義足用は、下腿義足用に準ずること。
- 5 下腿義足常用軽便式の懸垂用膝カフは、PTBカフベルトに準ずること。

(オ) 外装

名		称	外	装部	位	使用材料等	価 格 円	備	考
義	手	用	肩		部	皮 革 プラスチック 塗 装	5, 900 16, 200 2, 100		
			식	腕	部	皮 革 プラスチック 塗 装	6, 050 15, 700 1, 850		
			前	腕	部	皮 革 プラスチック 塗 装	5, 900 12, 300 1, 950		
義	足	用	股		部	皮 革 プラスチック 塗 装	10, 800 17, 800 3, 450		
			大	腿	部	皮 革 プラスチック 塗 装	8, 850 15, 900 3, 100		
			下	腿	部	皮 革 プラスチック 塗 装	8, 050 13, 800 2, 750		
			足		部	表 革 裏 革 塗 装 リアルソックス	5, 400 3, 700 3, 550 1, 100	リアルソックスは、完成用部品 と。	占を加えることができるこ

才 完成用部品

義手用部品及び義足用部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

カー耐用年数

(ア) 義肢本体

区	分	名称	型 式	耐用年数 備 考
義	手	上 腕 義 手	装 飾 用 作 業 用 能 動 式 電 動 式	4 耐用年数以内の破損及び故障に際して 3 は、原則として修理又は調整を行うこと。 3 3
		肩 義 手	装 飾 用 作 業 用 能 動 式 電 動 式	4 3 3 3
		財義手前腕義手事手事手事	装飾用式用式用	3 3 1 2 3 1
義	足	股大 膝 下果足 足足 足足 足足 足足足足 足足足 足足足足	作 業 用 常 吸作常作	2 4 3 5 3 3 2 2 2 2 1 1 2 1

(イ) 完成用部品

材料 · 部品名	耐用年数 年	備	考
継 手 類 リストメタル	3	耐用年数以内の故障に際しては、 修理又は調整を行うこと。	原則として小部品の取替えにより
手	1	POLICIANGE CITY CC.	
足部	1		
その他の小部品 (消耗品)	1		

キ 使用年数

年 齢	使用年数	備	考
0 歳 1~ 2歳 3~ 5歳 6~14歳	4 月 6 月 10 月 1 年 1年6月	次については、左記使用年数にかかわらず1年とすること。	使用年数は、年齢による 児童の特殊性を考慮して 定めたものであるが、使 用年数以内の故障に際し ては、原則として小部品 の取替えにより修理又は
		 義肢本体のうち「手部義手」の「装飾用」、「手指義手」の「装飾用」、「足根中足義足」の「足袋式」及び「足指義足」 完成用部品のうち「手部(手袋以外の手先具)」、「手袋」及び「足部」 完成用部品を構成する「小部品(消耗品)」 	調整を行うこと。

備考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該材料・部品が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

(2) 義肢 一 骨格構造義肢

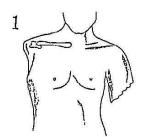
名 称	型式	使用材料・部品及び工作法	価 格	備考
肩義 手	装 飾 用	アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ 必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す ること。 外形カバーは、容易に着脱できるように製作す ること。	イの採型区分に よるウの基本価 格に工及びオの それぞれ使用す る材料・部品の 価格を合算した	
上腕義手	装 飾 用	肩義手と同じ。	額とすること。	
前腕義手	装 飾 用	肩義手と同じ。		
股 義 足	カ ナ ダ式	アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ 必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す ること。 外形カバーは、断端の状態、職業等を考慮し て、一体的又は膝上下分離式及び軟性又は硬性の 選択を行い、容易に着脱できるように製作するこ と。		片側骨盤切断用を含むものであること。
大腿義足	差 込 式	股義足と同じ。		キップシャフト (短断端 切断用) を含むものであ ること。
	吸着式	股義足と同じ。		ること。 吸着式には、差込吸着式 を含むものであること。
膝義足	常用	アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ 必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す ること。 外形カバーは、断端の状態、職業等を考慮し て、軟性又は硬性の選択を行い、容易に着脱でき るように製作すること。		
下腿義足	PTB式	膝義足と同じ。		
	PTS式	膝義足と同じ。		
	KBM式	膝義足と同じ。		
	TSB式	膝義足と同じ。		
	長断端用	膝義足と同じ。		サイム義足を含むもので あること。ただし、この

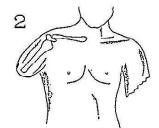
	場合外形カバーは加算で
	きないこと。

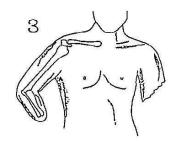
- 1 二重ソケットは、断端の表面を均等に受けるようにするものとし、支持部に取り付け、変形を防止するためにプラスチック等硬質の材料を使用すること。なお、皮膚接触面には、軟性の材料を付加することがあること。
- 2 障害者の骨格構造義肢の材料・部品の耐用年数は、カの耐用年数によるものとすること。
- 3 障害児の骨格構造義肢の材料・部品の使用年数は、キの使用年数によるものとすること。
- 4 肩義手、上腕義手及び前腕義手については、6歳以上を対象とするものに限ること。

ア 基本工作法

I	2 程	作業の内容
(ア)	断端の観察	断端の表面の状況、関節の運動機能(屈伸、内転、外転等)の状況並びに肢位の観察及 び特徴の把握
(1)	採寸及び投影図の 作成	情報カードの記録、製作に必要な寸法及び角度の測定並びに記録並びに投影図の作成
(ウ)	採型	ギプス包帯法による陰性モデルの採型及び順型、陽性モデルの注型及び取出し並びに陽 性モデルの修正
(工)	適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック及び修正並びに継手 の中心位置の設定
(オ)	陽性モデルの製作	チェックソケットへのギプスの注型、陽性モデルの修正、表面の仕上げ及び乾燥
(カ)	ソケットの製作	ストッキネットの被覆、強化材の付加、PVAバックの被覆、樹脂注型、取外し及びソケットトリミング
(+)	支持部材の外形の形成及び要素の結合	義手:パラフィン、プラスチックフォームギプス等による支持部芯材外形の形成及び要素の結合 義足:股継手、膝継手、足部等の機能部品の支持部材による結合及び足部の調整
(ク)	組立て	義手:継手等各部の組合せ及び結合並びにハーネスの取付け 義足:アライメントカップリングの取付け、ベンチアライメントの設定、各部の組合せ 及び結合、懸垂装置の取付け並びに角度調整
(ケ)	仮合わせ	義手: ソケットトリミングの修正、ハーネスの調整及び機能の点検、義手操作の基本の 指導並びに適合の修正義足: アライメントの修正、適合の点検及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩 行の基本動作の指導
(3)	外装及び仕上げ	義手:フォームラバーの穴掘り及び外形の研削、ストッキネットの被覆 義足:アライメントカップリングの取外し、外形の形成、内部余肉の除去、外装並びに ソケットの適合及び機能の最終点検
(サ)	適合検査	適合及びアライメントの点検並びに操作の指導





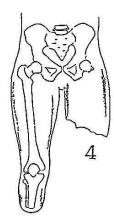


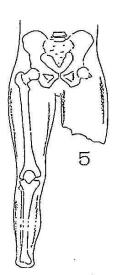
足











ウ 基本価格

名称	採型区分	型式	価 格 円	備 考
義手用	A-1	装 飾 用	36, 200	肩甲胸郭間切断用は、14,200円増しとすること。
	A - 2	装 飾 用	38, 500	吸着式は、28,000円増しとすること。
	A – 3	装 飾 用	34, 100	顆上懸垂式は、14,000円増しとすること。 スプリットソケットは、21,000円増しとすること。
義足用	B-1	カナダ式	110, 500	片側骨盤切断用は、19,000円増しとすること。
	B-2	差 込 式 ライナー式 吸 着 式	72, 200 119, 600 166, 000	短断端切断用キップシャフトは、54,100円増しとすること。 坐骨収納型ソケットは、58,700円増しとすること。
	B-3	差 ライナー式 吸 着 式	70, 400 92, 200 138, 600	
	B-4	差 込 式 P T B 式 P T S 式 K B M 式 T S B 式	57, 500 81, 800 98, 100 100, 900 81, 800	大腿支柱付きは、25,800円増しとすること。
	B – 5	差 込 式 有 窓 式	46, 700 70, 400	

- 1 顆上懸垂式は、ミュンスター式及びノースウェスタン式とすること。
- 2 ソフトインサートのシリコーン又は、完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合に限り、47,900円加算できること。
- 3 坐骨収納型ソケットを除く吸着式、顆上懸垂式、スプリットソケットのチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、8,250円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。
- 4 陽性モデルの製作を必要としないダイレクトソケットシステムについては、基本価格に40%を乗じた価格を上限額とし、チェックソケットは使用できないこと。また、ソケットの製作要素価格においては、いかなる加算もできないこと。

エ 製作要素価格

(ア) ソケット

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義 手 用	A-1	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	11, 700 9, 550 21, 400 5, 450	
	A-2	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	10, 300 12, 600 14, 700 7, 100	
	A-3	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	9, 100 12, 400 14, 400 4, 950	
義 足 用	B-1	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	23, 100 37, 900 15, 900	
	B-2	木 製アルミニウム、セルロイド皮 革熱硬化性樹脂熱可塑性樹脂	51, 600 15, 400 20, 200 29, 400 17, 300	エアクッションソケットは、16,300円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、17,900円増しとすること。
	B-3	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	15, 700 26, 000 43, 500 19, 700	エアクッションソケットは、16,300円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、17,600円増しとすること。
	B-4	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	12, 300 18, 300 26, 600 13, 900	エアクッションソケットは、14,800円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、6,950円増しとす

			ること。
B – 5	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	18, 600 25, 300	エアクッションソケットは、13,600円増しとすること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、9,700円増しとすること。

(イ) ソフトインサート

名 称 採型[区分 使用材料	1 114		-1
		価格円	備	考
義 手 用 A-	1 皮 革	4,700		
表 丁 / I / A	軟性発泡樹脂	4, 800		
	皮革・軟性発泡樹脂	8, 100		
	211 212	,		
A-	2 皮 革	4, 150		
	軟性発泡樹脂	4, 650		
	皮革・軟性発泡樹脂	7,750		
A-		4, 050		
	軟性発泡樹脂	4, 650		
	皮革・軟性発泡樹脂	7, 500		
義 足 用 B-	1 皮 革	7,000		
我だ川D	軟性発泡樹脂	5, 300		
	皮革・軟性発泡樹脂	10,600		
	DO TO DOLLAR	10,000		
В-	2 皮 革	5, 400		
	軟 性 発 泡 樹 脂	4, 950		
	皮革・軟性発泡樹脂	7,000		
	皮革・フェルト	9, 700		
	シリコーン	44,000		
В-		6,050		
	軟性発泡樹脂	5, 100		
	皮革・軟性発泡樹脂	9,650		
	皮革・フェルト シリコーン	10,700		
		47, 400		
В-	4 皮 革	4, 450		
	軟 性 発 泡 樹 脂	4, 750		
	皮革·軟性発泡樹脂	7,200		
	皮革・フェルト	8, 350		
	シリコーン	38, 100		

B - 5	皮 革	4,700
	軟性発泡樹脂	7, 550
	皮革・軟性発泡樹脂	8, 200
	211 211211	,

- 1 軟性発泡樹脂とは、PEライト及びスポンジであること。
- 2 ソフトインサートは、骨突起部等に部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。

(ウ) 支持部

	名		称		価 格 円	備	考
肩	義		手	用	14, 500		
上	腕	義	手	用	11, 500		
前	腕	義	手	用	11, 400		
股	義		足	用	17, 300		
大	腿	義	足	用	17, 300		
下	腿	義	足	用	11, 400		

- 1 肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、9,350円増しとすること。
- 2 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、11,000円増しとすること。

(エ) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品

区分	名称	使 用 部 品	価 格 円	備考
義 手 用	肩義手用	胸郭バンド式肩ハーネス一式 肩たすき一式	22, 500 11, 300	
用 ハ 	上腕義手用	胸郭バンド式上腕ハーネスー 式	22, 300	
ネス		肩たすき一式 8字ハーネス一式	11, 300 10, 300	
	前腕義手用	胸郭バンド式前腕ハーネスー	19,000	
		式 8字ハーネス一式	8, 300	
		9字ハーネス一式 上腕カフ(三頭筋パッド)	5, 350 5, 400	
			0, 100	
義 足	股義足用	懸垂帯一式	16,000	
懸	大腿義足用	シレジアバンド一式	7,750	
垂		肩吊り帯	6, 750	
用		腰バンド	9, 250	
部品		横吊帯 義足用股吊帯	1, 750 2, 250	価格は1本当たりのものであること。
	下腿義足用	腰バンド	9, 300	
		横吊帯	2, 400	
		大腿もも締め一式	12, 100	
		PTBカフベルト一式	9, 250	

- 1 肘義手用は、上腕義手用に準ずること。
- 2 手義手用及び手部義手用は、前腕義手用に準ずること。
- 3 膝義足用は、大腿義足用に準ずること。
- 4 サイム義足用は、下腿義足用に準ずること。
- 5 差込式下腿義足用軽便式の懸垂用膝カフは、PTBカフベルトに準ずること。

(オ) 外装

	名	名 称		価 格 円	備	考	
肩	義		手	用	11, 500		
上	腕	義	手	用	9, 100		
前	腕	義	手	用	8, 100		
股	義		足	用	28, 800		
大	腿	義	足	用	23, 100		
膝	義		足	用	20, 600		
下	腿	義	足	用	18, 200		

(注)

リアルソックスを必要とする場合は、オの完成用部品の価格を1,100円増しとすること。

才 完成用部品

義手用部品及び義足用部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

カー耐用年数

材料 · 部品名	耐用年数 年	備
パイプ (チューブアダプター) 継 手 類 リストメタル 手 部 ターンテーブル 手 袋 足 部 フォームカバー (義手用) フォームカバー (義足用) その他小部品 (消耗品)	5 3 3 3 1. 5 1. 5 1. 5 0. 5	耐用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。

キ 使用年数

年 齢	使用年数	備	考
0~14歳	1 年	「フォームカバー(義足用)」については、左記使用年数にかかわらず6月とすること。	使用年数は、年齢による 児童の特殊性を考慮して 定めたものであるが、使
15~17歳	1年6月	1 完成用部品を構成する「小部品(消耗品)」については、左 記使用年数にかかわらず1年とすること。2 「フォームカバー(義足用)」については、左記使用年数に かかわらず6月とすること。	用年数以内の故障に際しては、小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。

備考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該材料・部品が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

(3) 装具

区分	名称	基 本 構 造	使用材料・ 部品及び工作 法	価格	備考
下肢装具	股装具	骨盤から大腿下部に及ぶもの A 金属枠	法により、エ 及び才により それぞれ必要 な材料・部品 を選択し、組	イの探型の な格で な体で れは、本価が のは、本価が のは、またで のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、	
	先 天 股 脱 装 具	先天股脱に用いられる装具で、両側下肢に及ぶものを基本とすること。 A リーメンビューゲル型 (パブリック帯) 布又は皮革の帯によって股関節を屈曲位に保つもの B フォンローゼン型 三本の金属板の組合せで、股関節を開排位に保つもの C バチェラー型 両大腿及び下腿コルセットを金属支柱でつなぎ、股関節を外転、内旋、屈曲位に保つもの D ローレンツ型 股関節を開排位に固定保持するもの E ランゲ型 股関節を外転位、軽度屈曲位、強い内旋位に固定保持するもの			障害児に限る。
	内反足装具	A 短下肢装具型 下腿の上部から足底に及ぶもの。 詳細は、短下肢装具に準ずること 。 B 靴型装具型 詳細は、靴型装具に準ずること。			障害児に限る。 外反足装具もこれに 準ずること。

	C デニスブラウン副子 両側の足部を横棒によって結ぶも の 1 足底板型 アルミニウムにフェルトの内張 りをしたものを基本とすること。 2 足部おおい型 3 靴型装具型
長下肢装具	大腿上部より足底に及ぶもの A 両側支柱 下肢の長軸に沿って内外の両側に 金属の支柱をもち、大腿部と下腿部 においてそれぞれでもの 1 高力アルミニウム合金 2 鋼 B 片側支柱 下肢の長軸に沿って内外のどちら か一方に金属の支柱をもつの 1 高力アルミニウム合金 2 鋼 C 硬 性 陽性モデルを用いてもの。 たもの。内外の両側に金属の支柱と 両大とものを基本とすること。 「不燃性セルロイド に皮 革 コプラスチック D X脚又は〇脚(障害児に限る。)
膝 装 具	大腿から下腿に及ぶもの A 両側支柱 内外側に金属支柱をもち、両支柱を結ぶ金属の半月を大腿部及び下腿部でそれぞれ一つ以上もつもの B 硬 性 陽性モデルを用いてモールドされたもの。金属支柱付きのもの及び平ばねの入ったものも含まれること。 1 不燃性セルロイド 2 皮 革 3 プラスチック C スウェーデン式 D 軟 性

	布を主材料としたもの	
短下肢装具	布を主材料としたもの 下肢に及ぶもの A 両側に 定域支柱 下内外のではいって 両支 ものの では を のの で で で で で で で で で で で で で で で で で	顆上部型プラスチック N Y U型)及び S 型 技装 具 は、硬性短き)に な を は で と。
	G 軟 性 ゴムひもを用いて足関節を背屈位 に保つもの	
ツイスター	骨盤帯と足部を布ひも、ゴムひも又 は鋼製ケーブルによって結び、下肢の	

	足底装具	内外旋を制御するもの A 軟 性 布ひも又はゴムひもを用いたもの B 鋼製ケーブル 鋼製ケーブルを用いたもの 足部に対する装具であって、靴型装 具以外のもの A アーチサポート (ふまず支え) 足の縦アーチを支えるもので、中 足支えを含むものを基本とすること。	踵骨棘用装具は、补高に含まれること。 スピッツイ及びトイゼンライン (ふまで支え) は、A-2に含まれること。
		 陽性モデルを用いてモールドされたもの 採寸によって製作されたもの メタターサルサポート(中足支え)足の中足アーチを支えるもの イ 福高 2 c m未満 2 c m以上 内側及び外側楔 	ランゲ (ふまず支え) は、A-2に含まれること。
靴型装具		医師の処方に基づき、変形の矯正、 圧力分散による疼痛除去等の特定の目 的のために、足部に適合させた靴。靴 型を基に製作し、アッパーの付いたも の A 長 靴 下腿の上部に及ぶもの B 半長靴(編上靴) 側革が果部より高いもの C チャッカ靴 側革が果部に及ぶもの D 短 靴 側革が果部より低いもの	靴型装具の要素 ・整形靴(陽性モデルから作成した特別製の木型を用いるもの)・矯正靴(内・外反足の矯正用)
体幹装具	頸椎装具	肩甲骨から頭蓋に及ぶものを基本と すること。 A 金属枠 B 硬 性 (スポンジラバーを含む。) 陽性モデルを用いてモールドされたもの 1 不燃性セルロイド 2 皮 革 3 プラスチック	高さ調整は、カラーの場合には適用しないこと。

	胸椎装具	C カラー 1 あご受けのあるもの 2 あご受けのないもの D 斜頸矯正用枕(障害児に限る。) 骨盤から胸背部に及ぶもの A 金属枠 B 硬 性(頸椎装具に準ずる。) C 軟 性
	腰椎装具	骨盤から腰部に及ぶもの A 金属枠 B 硬 性(頸椎装具に準ずる。) C 軟 性
	仙腸装具	骨盤を含むもの A 金属枠 B 硬 性 (頸椎装具に準ずる。) C 軟 性 布を主材料にし、板ばねで補強したもの D 骨盤帯 骨盤を帯状に一周するもの 1 芯のあるもの 2 芯のないもの
	側弯症装具	脊柱側弯症の矯正に用いるもの。原則として24時間の連続装着しうるものであること。 A ミルウォーキー型骨盤から頭部に及ぶもの B 頭部に及ばないもの 1 金属枠 2 硬性(仙腸装具に準ずる。) 3 軟性(帯状のものを含む。)
上肢装具	肩 装 具	肩関節を外転位に保持するもので、 骨盤から前腕に及ぶものを基本とする こと。 A 金属枠 体幹の部分が金属枠のもの B 硬 性

	陽性モデルによつてモールドされたもの。金属支柱により補強されたものも含まれること。 1 不燃性セルロイド 2 皮 革 3 プラスチック C 分娩麻痺用(障害児に限る。)
肘装具	上腕から前腕に及ぶもの A 両側支柱 両側に金属支柱をもち、金属の半 月をもつもの B 硬 性 陽性モデルを用いてモールドされ たもの。金属支柱により補強された ものも含まれること。 1 不燃性セルロイド 2 皮 革 3 プラスチック C 軟 性
手関節背屈保持装具	前腕から手部に及ぶもので、手関節を背屈位に保持するもの A バネル型 前腕部と手部を板ばねによって結ぶもの B トーマス型 ゴムによって手関節を背屈位に、母指を外転位に保つもの C オッペンハイマー型 鋼線を主材料として、手関節背屈、MP伸展、母指外転位をとらせるもの D 硬 性 1 不燃性セルロイド 2 皮 革 3 プラスチック
長対立装具	前腕から手部に及ぶもので、手関節を背屈位に保持し、母指を対立位に保 つもの。高力アルミニウム合金等にフェルトの内張りした構造を基本とする こと。
短対立装具	母指を対立位に保つもの。高力アル ミニウム合金等にフェルトの内張りし

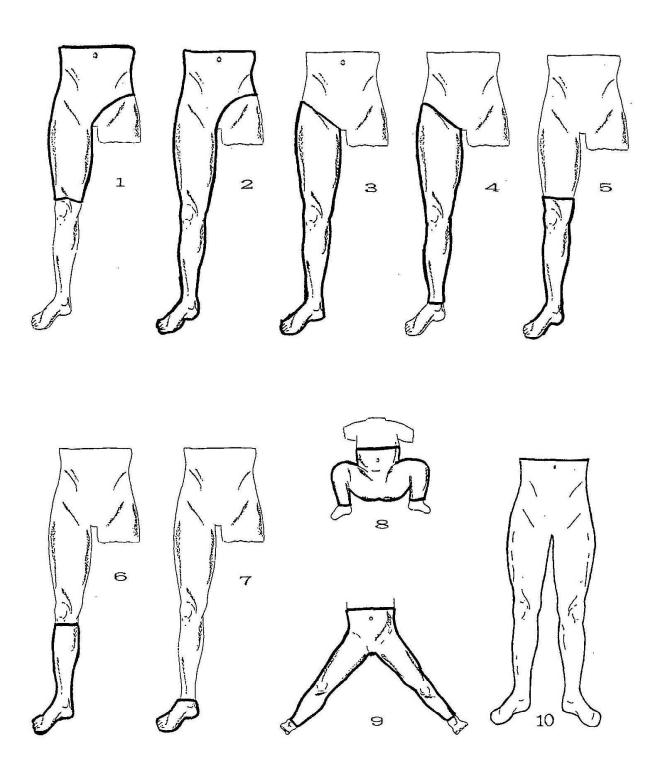
	た構造を基本とすること。
把持装具	前腕から手部に及ぶもので、母指と 示中指間におけるつまみを可能にする もの。通常は高力アルミニウム合金等 にフェルトの内張りしたものを基本と するが、プラスチックを主材料とした ものも含まれること。 A 手関節駆動式 手関節の運動によってつまみを可 能にするもの B ハーネス駆動式 ハーネスを力源とするもの
ルベンダー) 及びMP伸展 補助装具(逆	手部から示指より小指の基節に及ぶ もので、MP関節を屈曲又は伸展させ るもの A バネル型
	PIP及びDIP関節を伸展位又は 屈曲位、あるいは内外反位に保持する もの
B F O (食事動作補 助器)	前腕を平衡をとった状態で支え、ボールベアリングを利用してわずかな力で運動を可能にしたもの

ア 基本工作法

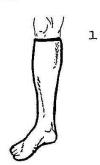
工程	作 業 の 内 容
(ア) 患肢及び患部の観察	患部の表面の状況、関節の運動機能(屈伸、内転、外転等)の状況並びに肢位の 観察及び特長の把握
(イ) 採寸及び投影図の作成	情報カードの記録、製作に必要な寸法及び角度の測定並びに記録並びに投影図の 作成
(ウ) 採 型	ギプス包帯法による陰性モデルの採型
(エ) 陽性モデルの製作	陰性モデルへのギプスの注型、陽性モデルの修正、表面の仕上げ及び乾燥
(オ) 組立て	陽性モデルにデザインの記入(アライメント) フレーム:曲げ加工、組立て及び調整 モールド:プラスチック板切断、加熱成形加工、トリミング及び調整 筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等の仮止め及 び各部の結合
(カ) 仮合わせ(中間適合検査)	筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等の調整、試 し使用及び仕上げ
(キ) 仕上げ	筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等の付属品の 取付け及び仕上げ
(ク) 適合検査	装具の適合の最終検査並びに装着及び使用による機能の最終検査

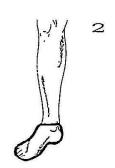
イ 採型区分

A 下肢装具

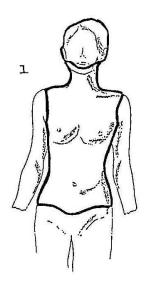


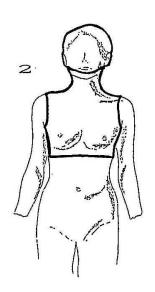
B靴型装具

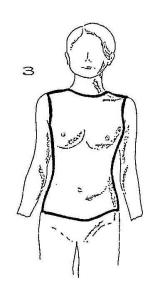


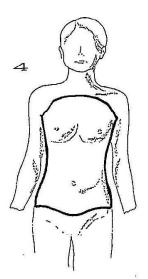


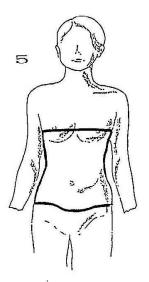
C体幹装具



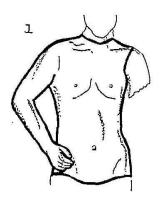


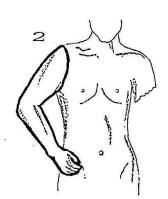


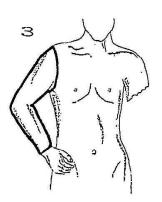


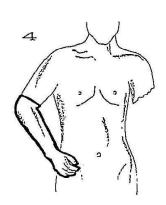


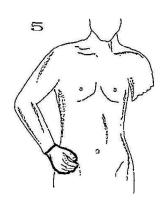
D 上肢装具

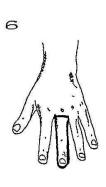












ウ 基本価格

名 称	採型区分	価 格 円		備	考
		採型	採寸		
下肢装具用	A - 1	26, 300	8, 050		
	A - 2	40, 500	15, 800		
	A - 3	29, 800	15, 200		
	A - 4	19, 200	7, 700		
	A - 5	17, 600	7, 450		
	A - 6	16, 000	7, 300		
	A - 7	11, 600	6, 300		
	A - 8	22, 300	7, 950		
	A - 9	24, 000	8, 050		
	A - 10	50, 800	14, 800		
靴型装具用	В — 1	16, 000	7, 300		
	B - 2	11,600	6, 300		
体幹装具用	C - 1	30, 900	8, 450		
	C - 2	24, 100	7, 800		
	C - 3				
	(金属枠、硬性)	23, 600	7, 300		
	(軟性)	7, 300	7, 300		
	C - 4				
	(金属枠、硬性)	20, 200	7, 150		
	(軟性)	7, 200	7, 150		
	C - 5				
	(金属枠、硬性)	17, 800	6, 950		
	(軟性、骨盤帯)	6, 950	6, 950		
上肢装具用	D - 1	32, 200	8, 550		
	D - 2	17, 500	7, 450		
	D - 3	15, 900	7, 200		
	D - 4	14, 100	7, 000		
	D - 5	11, 300	6, 400		
	D - 6	8, 500	4, 550		

- 1 2種類以上の装具を組み合わせた装具の場合は、個々の価格のうち、最も高い価格とすること。
- 2 補高足部 (脚長差を補正するために使用する義足用足部をいう。以下同じ。)を使用する場合は、33,700円増しとすること。
- 3 補高足部は、健肢とに大幅な脚長差が生じる場合にのみ加えることができること。
- 4 補高足部の場合は、エの(イ)のbの付属品等の加算要素として補高の価格を加算することができないこと。

- 5 採型によりカーボン製装具の製作にチェック用装具を要する場合、用いたチェック用装具の形状に応じ、次に 掲げる額(複数に該当する場合、それらの合計額)を加算できること。
 - (1) チェック用装具が「大腿部」を含む場合 17,100円
 - (2) チェック用装具が「下腿部」を含む場合 15,900円
 - (3) チェック用装具が「足部」を含む場合 9,350円

工 製作要素価格

(ア) 下肢装具

a 継 手

名称	種類	価 格 円	備	考
股 継 手	固 定 式 遊 動 式	6, 200 7, 350		
膝維手(片側)	固定式遊動式プラスチック継手	6, 050 6, 600 14, 000		
足継手(片側)	固定式遊動式プラスチック継手	5, 100 6, 000 10, 400		

- 1 固定式継手は、継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができること。
- 2 遊動式継手は、継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。
- 3 鋼線支柱は、遊動式の価格とし、片側を1単位とすること。
- 4 短下肢装具用の板バネ支柱は、足継手の遊動式の価格とすること。
- 5 可撓性のプラスチック継手(継手部分として独立した形状を有するものに限る。)の場合は、プラスチック継手の価格とすること。ただし、ヒンジ継手の場合は、片側を1単位とすること。

b 支持部

名 称	種類	価 格 円	備考
大腿支持部	A 半月 B 皮革等	4, 550	
	1 カフバンド	7, 900	
	2 大腿コルセット	15, 700	
	C モールド		
	1 熱硬化性樹脂	25, 700	
	2 熱可塑性樹脂	10, 600	
下腿支持部	A 半月 B 皮革等	4, 350	
	1 カフバンド	6, 700	
	2 下腿コルセット	12, 200	
	C モールド		
	1 熱硬化性樹脂	23, 900	
	2 熱可塑性樹脂	9, 000	
足部	A あぶみ B 足部	2, 450	歩行用あぶみは、あぶみに準ずること。 足底装具は、Bの足部に準ずること。
	1 皮革等		
	大	13, 600	
	小	7, 100	
	2 モールド(熱硬化性樹脂)	14, 100	
	3 モールド(熱可塑性樹脂)	7, 800	The State of the Control of the Cont
	C 標準靴	830	標準靴は、完成用部品を加えることができること。

- 1 半月及び皮革の価格は、1か所当たりのものであること。
- 2 補高、ヒールの補正及び足底の補正を必要とする場合は、(イ)の靴型装具に準ずること。
- 3 大腿支持部の坐骨支持式は、21,200円増しとすること。
- 4 下腿支持部のPTB式、PTS式及びKBM式は、14,500円増しとすること。
- 5 足板の補強を行った場合は、9,600円増しとすること。
- 6 カーボンは、筋力が著しく低下した方に必要であると判断された場合に用いることができることとし、カーボンを使用した場合は、それぞれ以下の額とすること。
 - (1) 大腿支持部 54,000円
 - (2) 下腿支持部 54,100円
 - (3) 足部のモールド 39,300円

c その他の加算要素

名 称	5	種	類	価	格 円	備	考
膝サポーター	軟軟		(支柱付き) (支柱なし)		16, 100 7, 400		
キャリパー					18,600		
ツイスター	軟	性			5, 350		
	鋼	製ケー	·ブル		3, 250		
デニスブラウン					2, 550		
膝当て					4, 400		
T・Yストラップ					5, 050		
スタビライザー					17, 200		
ターンバックル					5, 700		
ダイヤルロック					8, 250	ファンロックは、ダイヤ	ルロックに含まれること。
伸展・屈曲補助装置					4, 450	バネ式又はゴム式を含む	ものであること。
補高足部					48, 700		
足底裏革(すべり止る	め用)				1,850		
高さ調整					3,600		
内張り	大	腿部			2,050		
	下	腿部			1,650		
	足	部			1, 250		

- 1 キャリパー及びツイスターを使用する場合は、オの完成用部品を加えることができないこと。
- 2 ヒールの補正及び足底の補正を必要とする場合は、(イ)の靴型装具に準ずること。
- 3 骨盤帯を使用する場合は、(ウ)の体幹装具に準ずること。
- 4 懸垂帯を使用する場合は、(1)のエの(エ)の義足懸垂用部品に準ずること。
- 5 補高足部とは、健肢とに大幅な脚長差が生じる場合にのみ加えることができること。
- 6 補高足部は、完成用部品を加算することができること。
- 7 高さ調整の価格は、1か所当たりのものであること。
- 8 内張りは、モールドの場合に限ること。
- 9 デニスブラウンは、6歳未満を対象とするものに限ること。

d 先天股脱装具用の加算要素

名称	種類	価格 円	備	考
リーメンビューゲル フォンローゼン型 バチェラー型		10, 000 14, 200		
ローレンツ型	A モールド B モールドフレーム	29, 800 16, 100		
ランゲ型	1 固定式 2 調節式	24, 500 26, 300 36, 300		

(注)

継手を使用した場合は、aの継手及びオの完成用部品の価格を加算できること。

(イ) 靴型装具

a 製作要素

(a) 患 足

名	称	種類	価 格 円	備	考
短	靴	整形靴	41, 500		
		特殊靴	51, 400		
チャッ	,力靴	整 形 靴	42, 900		
		特殊靴	53, 500		
半 長	・靴	整 形 靴	44, 200		
		特殊靴	55, 500		
長	靴	整 形 靴	47,000		
		特殊靴	61, 300		

(注)

- 1 靴型装具は、右又は左の一側を1単位とすること。
- 2 整形靴は、標準木型に皮革、フェルト等を張って、補正して作られるものとすること。
- 3 特殊靴は、陽性モデルから作成した特殊木型を用いて作られるものとすること。
- 4 グッドイヤー式及びマッケイ式の価格は、2割増しとすること。
- 5 靴型装具に支柱を必要とする場合は、(ア)の下肢装具の製作要素とオの完成用部品を加えることができること。

(b) 健 足

名	称	価 格 円	備	考
短	靴	25, 700		
チャ	ッカ靴	26, 600		
半:	長 靴	27, 600		
長	靴	29, 500		

- 1 右又は左の一側が健足である場合に加えることができること。
- 2 オの完成用部品を加えることができないこと。
- 3 グッドイヤー式及びマッケイ式の価格は、2割増しとすること。

b 付属品等の加算要素

名	称	種類	価	格円	備考
月型の延長				4, 250	
スチールバネ	入り			5, 350	足底より近位へ延長する場合に限ること。
トウボックス	補強			2,600	
鉛板の挿入				2, 700	
足背バンド				2, 200	
マジックバン	ド(裏付き)			1,500	3個を超える場合の超える分1個当たりとする こと。
補高		敷き革式		7, 550	補高が2cmを超える場合は、超える部分につき2cm単位で1,600円を加算すること。
		靴の補高		3, 500	補高が2cmを超える場合は、超える部分につき2cm単位で1,050円を加算すること。
ヒールの補正		トルクヒール		5, 950	
		ウェッジヒール カットオフヒール キールヒール サッチヒール トーマスヒール 逆トーマスヒール フレアヒール 階段状ヒール		3,500	
足底の補正		内側ソール・ウェッジ 外側ソール・ウェッジ		4, 550	
		デンバーバー トーマスバー メイトー半月バー メタターサルバー ハウザーバー ロッカーバー 蝶型踏み返し		3, 500	

(ウ) 体幹装具

a 支持部

名 称	種	類	価	格円	備	考
頸椎支持部	A モールド (熱可塑 1 支柱付き 2 支柱なし B フレーム C カラー 1 あご受けあり 2 あご受けなし	性樹脂)		39, 800 30, 700 29, 700 14, 300 11, 500	モールドのサンドイッチ構造はすること。	、18,500円増しと
胸椎支持部	A モールド (熱可塑 1 支柱付き 2 支柱なし B フレーム C 軟 性	性樹脂)		40, 200 29, 300 41, 700 24, 500	モールドのサンドイッチ構造はすること。	、15,000円増しと
腰椎支持部	A モールド (熱可塑 1 支柱付き 2 支柱なし B フレーム C 軟 性	性樹脂)		26, 900 19, 900 33, 700 19, 100	モールドのサンドイッチ構造はすること。	、11,300円増しと
仙腸支持部	A モールド (熱可塑 1 支柱付き 2 支柱なし B フレーム C 軟 性 D 骨盤帯 1 芯のあるもの 2 芯のないもの	性樹脂)		21, 700 15, 900 29, 400 17, 100 16, 600 10, 900	モールドのサンドイッチ構造は すること。	、9,750円増しと
骨盤支持部	A 皮 革 (補強材を B モールド (熱可塑 ペルビックガード	性樹脂)		43, 200 31, 000	側弯症装具の場合に限ること。 モールドのサンドイッチ構造は すること。	、21,400円増しと

b その他の加算要素

名 称	種類	価 格 円	備	考
体幹装具付属品	高さ調整	3,600		
	ターンバックル式	5,650		
	腰部継手	6, 150		
	バタフライ	9,750		
	肩バンド	3, 100		
	会陰ひも	2, 250		
	腹圧強化バンド	3, 100		
側弯症装具付属品	胸椎パッド	5, 550		
	腰椎パッド	5, 050		
	ショルダーリング	15, 400		
	腋窩パッド	4, 050		
	アウトリガー	3, 000		
	前方支柱	12, 300		
	後方支柱	13, 800		
	側方支柱	5, 500		
	ネックリング	2, 250		
	胸郭バンド(プラスチック製)	17, 900		
内 張 り	頸椎支持部	3, 300		
	胸椎支持部	4, 100		
	腰椎支持部	3, 700		
	仙腸支持部	2, 200		

- 1 高さ調整の価格は、1か所当たりのものであり、頸椎装具についてのみ加算することができること。
- 2 バタフライについては、モールド又はフレームの場合にのみ加えることができること。

(エ) 上肢装具

a 継 手

名称	種	類 伯	西 格 円	備	考
肩 継 手	A 固 定 式(片側) B 遊 動 式(片側) C 肩回旋装置		6, 100 9, 550 21, 500		
肘 継 手 (片 側)	A固定式B遊動式Cプラスチック継手		4, 350 4, 350 11, 300		
手継手(片側)	A固定式B遊動式Cプラスチック継手D鋼線支柱		3, 600 7, 150 10, 000 6, 750		
MP継手	A 固 定 式 B 遊 動 式		4, 400 4, 850		
IP継手	A 固 定 式 1 金属(アルミニウム) 2 モールド(熱可塑性 B B 遊 動 式 C 鋼線支柱		2, 700 2, 150 3, 650 1, 900		

- 1 固定式継手は、継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができること。
- 2 遊動式継手は、継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれる
- 3 プラスチック継手は、オの完成用部品を加えることができないこと。

b 支持部

名称	種類	価 格 円	備考
胸郭支持部(半身)	A モールド (熱可塑性樹脂) B フレーム	14, 600 9, 800	
骨盤支持部(半身)	A モールド (熱可塑性樹脂) B フレーム	16, 100 15, 900	
上腕支持部	A 半月 B 皮革等 1 カフバンド 2 上腕コルセット C モールド (熱可塑性樹脂)	4, 050 5, 700 9, 350 8, 800	モールドのサンドイッチ構造は、7,000円増し とすること。
前腕支持部	A 半月 B 皮革等 1 カフバンド 2 前腕コルセット C モールド (熱可塑性樹脂)	4, 200 5, 800 7, 500 8, 400	モールドのサンドイッチ構造は、7,250円増し とすること。
手部背側パッド	A モールド B フレーム	2, 500 2, 400	
手掌パッド	A モールド B フレーム	3, 900 4, 550	

(注)

半月及び皮革の価格は、1か所当たりのものであること。

c その他の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備
基節骨パッド	モールドフレーム	2, 750 4, 000	価格は、背側若しくは掌側又はその両方を1単位とすること。
中・末節骨パッド	モールドフレーム	2, 350 1, 850	価格は、背側若しくは掌側又はその両方を1単位とすること。
対立バー		5, 350	
Cバー		4, 100	
アウトリガー		2, 600	
伸展・屈曲補助バネ		2, 650	価格は、1か所当たりとすること。
肘当て		3, 500	
ターンバックル		5, 700	
ダイヤルロック		8, 250	
内張り	上腕部 前腕部 手 部	1, 250 1, 100 970	

(注)

- 1 肘伸展・屈曲補助バネ又は肘伸展・屈曲補助ゴムを使用する場合は、(ア)の下肢装具に準ずること。
- 2 懸垂帯を使用する場合は、(1)のエの(エ)の義手用ハーネス及び義足懸垂用部品に準ずること。
- 3 内張りは、モールドの場合に限ること。

才 完成用部品

義手用部品及び義足用部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

カー耐用年数

(ア) 装具本体

区分	名称	型 式	耐用年数 年	備 考
下肢装具	股 装 具	金 属 枠 硬 性	3	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原 則として修理又は調整を行うこと。
		軟性	2	
	長下肢装具	I D	3	
	膝 装 具	両側支柱	3	
		硬 性 スウェーデン式	3 2	
		か 性	2	
	短下肢装具	両側支柱	3	
	/ <u>w</u> //	片侧支柱	3	
		S型支柱	3	
		鋼線支柱	3	
		板ばね	3	
		硬 性(支柱あり)	3	
		硬 性(支柱なし)	1. 5	
		軟性	2	
	ツイスター	軟性	2	
		鋼 索	3	
	足底装具		1. 5	
靴型装具			1. 5	
体幹装具	頸椎装具	金属枠	3	
		硬 性	2	
		カラー	2	
	胸 椎 装 具		3	
		硬性	2	
		軟性	1. 5	
	腰椎装具	金属枠	3	
		硬 性 軟 性	2	
	仙腸装具	軟 性 性	1. 5 3	
	加肠表系	一班 性	2	
		軟性	1. 5	
		骨 盤 帯	2	
	側弯症装具	「	2	
		金属枠	2	
		硬性	1	
		軟性	1	
上肢装具	肩 装 具		3	

肘 装 具	両側支柱	3	
	硬 性	3	
	軟性	2	
手関節背屈保		3	
持装具			
長対立装具		3	
短対立装具		3	
把 持 装 具		3	
MP屈曲補助		3	
装具			
MP伸展補助		3	
装具			
指装具		3	
B F O		3	

(イ) 完成用部品

材料・部品名	耐用年数 年	備	考
継 手 類 手 部 足 部 その他の小部品(消耗品)	1. 5 1. 5 1 1	耐用年数以内の故障に際しては、 は調整を行うこと。	原則として小部品の取替えにより修理又

キ 使用年数

年 齢	使用年数	備	考
0 歳 1~ 2歳 3~ 5歳 6~14歳	4 月 6 月 10 月 1 年		使用年数は、年齢による 児童の特殊性を考慮して 定めたものであるが、使 用年数以内の故障に際し
15~17歳	1年6月	次については、左記使用年数にかかわらず1年とすること。 1 装具本体のうち「側弯症装具」の「硬性」及び「軟性」 2 完成用部品のうち「足部」 3 完成用部品を構成する「小部品(消耗品)」	ては、原則として小部品 の取替えにより修理又は 調整を行うこと。

備考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該材料・部品が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

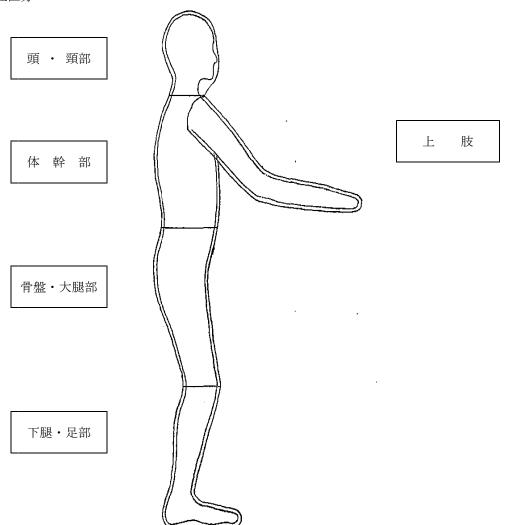
(4) 座位保持装置

種目	使用要素・部品及び工作法	価	格	耐用年数 年	備	考
座位保持装置	座位保持装置として製作されるものについては、機能障害の状況により、座位に類似した姿勢を保持する機能を有する装置を含むものであること。 アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な要素・部品を組み合わせて製作すること。 成長、発達及び姿勢保持能力の状況に適合させること。	イの身体 に従いウに した基本価 及びオのそ 用する要素 価格を合算	i格に、エ れぞれ使 ・部品の	3	耐用4 内の破技 は、原見 は、修理2 整を行	祭して 則とし 又は調
	過度の圧迫等による不快感を生じさせないこと。	とすること	0		と。	

ア 基本工作法

工程	作業の内容
(ア) 身体状況の観察と評価	身体変形の状況及び痙直、緊張、不随意運動等の観察並びにこれらの特徴の把握 並びに姿勢の決定及び使用目的の確認
(イ) 採 寸	製作に必要な寸法及び角度の測定並びに情報カードへの記録
(ウ) 採型	採型器による陽性モデル又はギプス包帯法による陰性モデルの採型
(エ) 設計図の作成	製作に必要な設計図の作成
(オ)陽性モデルの製作・修正	陰性モデルへのギプスの注型並びに支持部の製作に必要な陽性モデルの製作、修 正、表面の仕上げ
(カ) 加工・組立て	陽性モデル及び設計図に基づく加工並びに組立て
(キ) 仮合わせ(中間適合検査)	身体への適合並びに装置の各機能の検査及び修正
(ク) 仕上げ	各部品の取付け及び仕上げ等
(ケ)適合検査	最終的な身体への適合及び装置の各機能の検査

イ 身体部位区分



ウ 基本価格

f1.	価格 円		(4ts +7.	考
身体部位	採寸	採型	備	与
頭 • 頸 部	3, 350	5, 600		
上肢(片側)	1, 650	3, 950		
体 幹 部	14, 400	26, 600		
骨盤・大腿部	14, 400	26, 600		
下腿・足部(片側)	1, 950			

(注)

身体部位の区分ごとに定める採寸又は採型の価格を組み合わせて基本価格とすること。

エ 製作要素価格

(ア) 支持部

部 位	名称	価格 円	備考
頭部	頭部支え	9, 050	
上肢	上肢支え(片側)	3, 500	
	前腕・手部支え(片側)	3,900	
体幹部	平面形状型	7, 050	
	モールド型	49, 900	採寸で製作する場合は80%の価格とすること。
	シート張り調節型	14, 500	
骨盤・大腿部	才盤・大腿部 平面形状型		
	モールド型	49, 900	採寸で製作する場合は80%の価格とすること。
	シート張り調節型	14, 500	
下腿部	下腿支え(片側)	2,600	
足部	足台 (片側)	2, 650	

(注)

フレックス構造を持たせる場合は、1か所につき6,250円加算できること。

(イ) 支持部の連結

名称	種類	価 格 円	備	考
固定	頸部	3, 350		
	腰部 (片側) 膝部 (片側) 足部 (片側)	2, 500		
遊動	腰部 (片側) 膝部 (片側) 足部 (片側)	3, 600		
角度調整用部品	機械式	9, 350		
	ガス圧式	10, 700		
	電動式	72, 200		

(注)

- 1 固定とは、角度調節機能のない一定の角度で連結する構造をいう。
- 2 遊動とは、多少にかかわらず角度の変更が可能な連結構造であり、角度調整用部品を用いる場合は、使用本数分の価格を加算できること。
- 3 固定又は遊動について、完成用部品の継手を使用する場合は、当該完成用部品の価格とすること。
- 4 1の(1)又は(3)の各才に掲げる殻構造義肢又は装具の完成用部品を使用する場合は、殻構造義肢又は装具の 基準に準ずること。

(ウ) 構造フレーム

使用材料	基本価格 円	備	考
木材・金属	53, 400		

- 1 ティルト機構を付加する場合は、5,750円加算し、必要数の角度調整用部品を加算できること。
- 2 昇降機構を付加する場合は、7,950円加算し、必要数の角度調整用部品を加算できること。
- 3 完成用部品の構造フレームを使用する場合は、当該完成用部品の価格を基本価格とすること。
- 4 車椅子及び電動車椅子としての機能を付加する場合は、1の(5)に定める車椅子及び電動車椅子の価格を基本 価格とすること。ただし、座位保持装置として製作する部分と重複することとなる部分については、3の(5)に 定める車椅子及び電動車椅子の各部位の交換価格の95%に相当する価格とみなし、これを控除すること。また、 リクライニング、ティルト、リクライニング・ティルトに限り車椅子及び電動車椅子側の機構を優先することと し、座位保持装置側の機構の製作要素加算は行わないこと。

(エ) 付属品

名	称	種	類	価	格 円	備	考
カットアウトテーブル					14, 000	表面クッション張りり	は4, 200円加算できること。
上肢保持部品	1 -	アームレスト (片側)			4, 200		
		肘パッド(片	'側)		2,700		
		縦型グリップ 横型グリップ			3, 300		
体幹保持部品	1 	肩パッド(片	·側)		4, 250		
		胸パッド			4, 750		
		胸受けロール	,		6, 500		
		体幹パッド((片側)		3,650		
		腰部パッド			4, 300		
骨盤保持部品	1 -	骨盤パッド((片側)		2,650		
		臀部パッド			4, 400		
下肢保持部品	1 -	内転防止パッ	K		4, 750		
		外転防止パッ	ド(片側)		2,700		
		膝パッド(片 下腿保持パッ			4,050		
		足部保持パッ	ド(片側)		3,050		
ベルト部品		肩ベルト (片	(側)		2, 350		
		腕ベルト(片 手首ベルト(2,000		
		胸ベルト			4, 100		
		股ベルト			4, 400		

	大腿ベルト (片側) 膝ベルト (片側) 下腿ベルト (片側) 足首ベルト (片側)		2, 200	
支持部カバー	頭部		2, 850	脱着式は3,300円加算できること。
	上肢(片	†側)	1,550	
	体幹部	平面形状型	3, 250	
		モールド型	9,700	
		シート張り調節型	3,900	
	骨盤・ 大腿部	平面形状型	3, 250	
	八腿司	モールド型	9,700	
		シート張り調節型	3, 900	
	下腿部	(片側)	1,550	
	足部	(片側)	1,550	
内張り	アームロ	/スト (片側)	1,750	
	テーブル	V	4, 200	
体圧分散補助素材	頭部		3,800	
	上肢(片	†側)	1,900	
	体幹部		8,750	
	骨盤・フ	に腿部	8,750	
	下腿部 (片側) 足部 (片側)		1,900	
キャスター			1, 550	多機能キャスターは930円加算できること。
その他	介助用名	ブリップ(片側)	3, 050	
	ストッ/	°	4, 450	

高さ調整用台座	19, 200	

(注)

- 1 各種類1個(本)当たりの額とすること。
- 2 取付けに当たってマジックバンドを使用する場合は、その価格を含むものとする。

(才) 調節機構

名 称	種類	価 格 円	備
高	頭部支持部	3, 250	
3	体幹支持部		
調	骨盤・大腿支持部		
節	足部支持部 (片側)	2, 050	
	アームレスト(片側)		
前	頭部支持部	3, 300	
後	骨盤・大腿支持部		
調	足部支持部(片側)	2,000	
節			
角	頭部支持部	3, 800	
度			
調	テーブル	8, 050	
節			
脱	体幹パッド(片側)	2, 550	
着	骨盤パッド(片側)		
機	膝パッド(片側)		
構	アームレスト (片側)		
	内転防止パッド	7, 100	

開	アームレスト (片側)	2, 550	
閉	足部支持部(片側)		
機			
構			

(注)

- 1 それぞれを1単位とすること。
- 2 脱着・開閉機構で、蝶番のみやマジックバンドなどの簡便な方法によるものは、加算できないこと。

才 完成用部品

義手用部品及び義足用部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

備考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の使用状態において、当該装置が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

(5) その他

種目	名 称	基本構造	付 属 品	価 格 円	耐用 年数 年	備考
視 障 害 安全つえ	普 通 用	主体―繊維複合材料 石突―耐摩耗性合成樹脂 又は高力アルミニ ウム合金 外装―白色又は黄色の塗 装若しくは加工 形状―直式	夜光装置 ベル ゴムグリップ	3, 550	2	1 夜光装置 (1) 夜光材付とし た場合は410円 増しとすること 。 (2) 全面夜光材付 とした場合は
		主体一木材その他は上と同じ。	上と同じ。	1, 650		1,200円増しと すること。 (3)フラッシュラ イト付とした場 合は1,650円増
		主体一軽金属その他は上と同じ。	上と同じ。	2, 200	5	しとすること。 2 ベル付とした 場合は1,650円 増しとするこ

	携帯用	形状一折たた	隻 月と同じ。	上と同じ。	4, 400	2 と。 3 主体木材で リカーボネー 樹脂被覆付と た場合は 1,45 円増しとするこ と。	
				上と同じ。	3,700	付とした場合	4 ゴムグリップ 付とした場合は 660円増しとす ること。
				上と同じ。	3, 550		J = 50
	身体支持併 用			上と同じ。	3, 800	4	
義 眼	レディメイド	又はガラス 既製品			17,000	2	
	オーダーメイド				82, 500		
眼 鏡	矯 正 用	10D未 10D以 20D未	6 D未満		17, 600	4	価格はレンズ2枚 1組のもしのであること。 乱視を含む場合にかい からしたがいであるはいかができるはではないができる。 乱視をはいがいできるではいいでする。 はいかができるではいる。 とののではいる。 とののではいる。 とののではいる。 とののではいる。 とののではいる。 とののではいる。 とののではいる。 とののではいる。 とののではいる。 とののではいる。 とののではいる。 とののではいる。 とののではいる。 とののできる。 とのできる。 とので。 とのできる。 とのできる。 とので。 とので。 とので。 とので。 とので。 とので。 とので。 とので
			6 D以上 1 0 D未満		20, 200		
			10D以上 20D未満		24, 000		
			200以上		24, 000		
	遮 光 用	用 主材料は上と同じ。	前掛式		21, 500		
			掛けめがね 式		30,000		

ĺ		<u> </u>	<u> </u>			
	コンタクト レ ン ズ	主材料―プラスチック		15, 400		価格はレンズ1枚 のものであるこ と。
	弱視用	掛けめがね式		36, 700		高倍率(3倍率以上)の主鏡を必要とする場合は、21,800円増しとする。
		焦点調整式		17, 900		
補 聴 器	高度難聴用ポケット型	の。 ① JIS C 5512— 2000 による。 - 90デシベル最大出力音圧	電 池 イヤモールド	41,600	5	価レッも身にル場のの要こダク24こ平と理る内まズレは一バでのりをはにの額。パし増・ン場のの要矯遮を池ードるこのヤと理る内算・り合す・必、掲範をレエとの額用矯要は含と状モす基交です。フはる・必、掲範をレ正と導へむ。況一る準換必る・ッ、る・要修げ囲、ン用す
	高度難聴用耳かけ型			43, 900		
	重度難聴用ポケット型	次のいずれかを満たすも の。 ① JIS C 5512— 2000による。 90デシベル最大出力音圧 のピーク値の表示値が14	電池 イヤモールド	55, 800		る場合は、眼鏡の 修理基準の表に掲 げる交換の額の範 囲内で必要な額を 加算すること。 重度難聴用耳かけ 型で受信機、オー
	重度難聴用 耳かけ型	0デシベル以上のもの。 その他は高度難聴用ポケ		67, 300		ディオシュー、ワ イヤレスマイクを

		ット型及び高度難聴用耳 かけ型の①に準ずる。 ② JIS C 5512— 2015による。 90デシベル入力最大出力 音圧レベルの最大値(ピ ーク)の公称値が130デ シベル以上のもの。 その他は高度難聴用ポケ ット型及び高度難聴用耳 かけ型の②に準ずる。				必要とする場合 は、修理基準の表 に掲げる交換の額 の範囲加算するこ と。 デジタル式補聴器 で、関し、技能を有す に関・技能を割り は、 知識・はよる調整が るる。
	耳あな型 (レディメ イド)	高度難聴用ポケット型及 び高度難聴用耳かけ型に 準ずる。ただし、オーダ ーメイドの出力制限装置 は内蔵型を含むこと。	電池 イヤモールド	87, 000		必要な場合は2,00 0円を加算するこ と。
	耳あな型 (オーダー メイド)	は打成生で百亿年で	電池	137, 000		
	骨導式ポケット型	IEC 60118—9 (198 5) による。90デシベル 最大フォースレベルの表 示値が110デシベル以上 のもの。	電池 骨導レシーバー ヘッドバンド	70, 100		
	骨導式眼鏡型		電池平面レンズ	120, 000		
車 椅 子	普 通 型	原則として折りたたみ式で大車輪が後方にあるもの。 JIS T 9201—2006 又はJIS T 9201 —2016による。	身体の障害の状況により 、クッション、その他の 付属品を必要とする場合 は、修理基準の表に掲げ るものを付属品とする。	100,000	6	価格は、よるラースを は、による見いでは、 は、にいるというでは、 は、にいるでは、 をはいるでは、 は、では、 は、とに、 は、では、 は、では、 は、とに、 は、では、 は、とに、 は、というでは、 は、というでは、 は、というでは、 は、というでは、 は、しい。 は、しい。 は、しい。 は、は、 は、しい。 は、しい。 は、は、 は、これで、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、
		バックサポートの角度を 変えることができるもの	上と同じ。	120, 000		ること。

型	。その他は普通型と同じ。		
ティルト式 普通型	座席とバックサポートが 一定の角度を維持した状態で角度を変えることが できるもの。その他は普 通型と同じ。	上と同じ。	148, 000
リクライニ ング・ティ ルト式普通 型	バックサポートの角度を 変えることができ、座席 とバックサポートが一定 の角度を維持した状態で 角度を変えることができ るもの。その他は普通型 と同じ。	上と同じ。	173, 000
手動リフト 式 普 通 型	座席の高さを変えること ができるもの。 その他は普通型と同じ。	上と同じ。	232, 000
前方大車輪型	原則として折りたたみ式 で前方に大車輪のあるも の。	上と同じ。	100, 000
リクライニ ング式前方 大車輪型	バックサポートの角度を 変えることができるもの 。その他は前方大車輪型 と同じ。	上と同じ。	120,000
片手駆動型	原則として折りたたみ式 で片側にハンドリムを二 重に装着して、片側上肢 障害者等が使用できるも の。	上と同じ。	117, 000
リクライニ ング式片手 駆動型		上と同じ。	133, 600
レバー駆動型	レバー1本で駆動操舵が でき、片側上肢障害者等 が使用できるもの。	上と同じ。	160, 500
手押し型	原則として介助者が押し	上と同じ。	A

ょくそう 褥 瘡の発生の危 険性のある者等が クッションを必要 とする場合は、修 理基準の表に掲げ るクッション等の 額の範囲内で必要 な額を加算するこ と。 体幹筋力の低下等 により、座位保持 装置の完成用部品 (支持部(骨盤・ 大腿部))をクッ ションとして用い る必要がある場合 には、別に定める ところによるもの を加算すること。 身体の障害の状況 により、その他の 付属品を必要とす る場合は、修理基 準の表に掲げる交 換の額の範囲内で 必要な額を加算す ること。

	リクライニ ング式手押 し型	て駆動するもの。 (折りたたみ式又は非折りたたみ式) A 大車輪のあるもの B 小車輪だけのもの バックサポートの角度を 変えることができるもの 。 その他は手押し型Aと 同じ。	上と同じ。	82, 700 B 81, 000		
	ティルト式 手押し型	座席とバックサポートが 一定の角度を維持した状態で角度を変えることが できるもの。その他は手 押し型Aと同じ。	上と同じ。	128, 000		
		バックサポートの角度を変えることができ、座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は手押し型Aと同じ。	上と同じ。	153, 000		
電 動車 椅子	普 通 型 (4.5Km/h)	JIS T 9203—2006 、JIS T 9203—2 010又はJIS T 920 3—2016による。	バッテリー 身体の障害の状況により 、クッション、その他の	314,000	6	標 た で で で で で で で で で で で で の 発生の た し く で う の 発生の た り り ン り ッ シ り ッ シ り ッ シ り ッ シ り ッ シ り ッ シ り っ り っ り り り り り り り り り り り り り り り
	普 通 型 (6Km/h)		付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	329, 000		とする場合は、車 椅子の修理基準の 表に掲げるクッション等及びクッションカバーの交換 の額の範囲内で必
	簡易型	車椅子に電動駆動装置や 制御装置を取り付けた簡 便なもの。 A 切替式 電動力走行・手動力 走行を切り替え可能な もの。 B アシスト式 駆動人力を電動力で 補助することが可能な もの。	電動装置以外の車椅子部 分は購入基準に掲げる額 の範囲内で必要な額を加 算すること。 外部充電器 バッテリー 電動装置以外は、車椅子 の普通型に準ずる。	A 157, 500 B 212, 500		要な額を加算すること。体幹筋力の低下等により、座位保持装置の完成用部は、支持部(骨盤・大腿部))をクリンションとしてある必要があるところによるものところによるものことには、別に定めるところによるもの

	リクライニ ング式普通 型	その他は車椅子の普通型 に準ずる。 バックサポートの角度を 変えることができるもの 。その他は普通型と同 じ。	普通型と同じ。	343, 500		を加算すること。 外部充電器を必要 とせず当該機能を 内蔵する場合は 30,000円を、外部 充電器を必要と基準 の表に掲げるの範囲内で必 要な額を加算する こと。
	電動リクラ イニング式 普通型	電気でバックサポートの 角度を変えることができ るもの。その他は普通型 と同じ。	上と同じ。	444, 400		バッテリーの価格 は、修理基準の表 に掲げるバッテリ 一交換(マイコン 内蔵型に係るもの を含む。)の額の
	電動リフト 式普通型	電気で座席の高さを変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ。	725, 100		範囲内で必要な額を加算すること。また、ACサーボモーター式を必要
	電動ティルト式普通型	電気で座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。 その他は普通型と同じ。	上と同じ	582, 600		とする場合は20,0 00円増しとすること。 身体の障害の状況 により、その他の 付属品を必要とす
		電気でバックサポートの 角度を変えることができ 、座席とバックサポート が一定の角度を維持した 状態で角度を変えること ができるもの。その他は 普通型と同じ。	上と同じ。	1, 016, 100		る場合は、電動車 椅子の修理基準の 表に掲げる交換の 額の範囲内で必要 な額を加算すること。
座位保持 荷 子		機能障害の状況に適合させること。 主材料―木材 アルミニウム管 スポンジ又はウレタン 人工皮革又は布 製のカバー 外 装―ニス塗装		24, 300	3	障害児に限る。 机上用の盤を取り 付ける場合は5,60 0円増しとするこ と。 座面に軟性の内張 りを付した場合は 5,000円増しとす ること。 車載用のものは 40,700円増しとす

					ること。
起立保持具		機能障害の状況に適合させること。 箱形とすること。 主材料—木材 外 装—ニス塗装	27, 400	3	障害児に限る。
歩 行 器	六 輪 型	前二輪、中二輪、後二輪 の六輪車とし、前輪を自 在車輪とすること。	63, 100	5	
	四 輪 型 (腰掛つ き)	前二輪、後二輪の四輪車 とし、前輪を自在車輪と すること。	39, 600		
	四 輪 型 (腰掛な し)	上と同じ。	39, 600		サドル・テーブル 付きのもの又は胸 郭支持具若しくは 骨盤支持具付きの ものは61,000円増 しとすること。 後方支持型のもの は21,000円増しと すること。
	三 輪 型	前一輪、後二輪の三輪車とし、前輪を自在車輪とすること。	34, 000		
	二 輪 型	前二輪、後固定式の脚を 有すること。	27, 000		
	固 定 型	四脚を有し、使用時に持ち上げて移動させるもの。	22, 000		
	交 互 型	四脚を有し、両二脚を交互に移動させるもの。	30, 000		
頭部保持具		座位保持椅子等に装着し て用いるもので、頭部を 固定する機能を有するも の。	7, 100	3	障害児に限る。
排 便補助具		普通便所で排便が困難な場合に用い、座位排便が容易となるよう機能障害の状況に適合させること。 主材料—木材	10,000	2	障害児に限る。

		外 装一ペンキ塗装				
歩行補助	松葉づえ	主体一木材(十分な強度	夜光材	A	2	夜光材付とした場
つえ		を有するもの)		3, 300		合は、410円(全
		脇当―スポンジ又はウレ		В		面夜光材付とした
		タン製の枕		3, 300		場合1,200円) 増
		皮革、人工皮革又				しとすること。
		は布製のカバー				価格は1本当たり
		外装―ニス塗装				のものであること
		A 普通型				0
		B 伸縮型				外装に白色又は黄
		主体一軽金属		A	4	色ラッカーを使用
		脇当—合成軟質樹脂		4,000		した場合は 260円
		 握り部分―合成軟質樹脂		В		増しとすること。
		外装―塗装なし		4, 500		
		A 普通型				
		B 伸縮型				
	カナディア	主体一アルミニウム、	夜光材	8, 700	4	
	ン・クラッ	鋼管				
	チ	上部4段間隔以上、下部				
		9 段間隔以上の調節装置				
		を付けるものとする。				
		腕支持器				
		―アルミニウム鋳物				
		及びステンレス				
		鋼板				
		握り部分				
		―アルミニウム鋳物				
		及びゴム				
		外装一塗装なし				
	ロフストラ	カナディアン・クラッチ	夜光材	8, 700	4	
	ンド・クラ	に準ずる。				
	ッチ					
	多脚つえ	つえの下部に三本以上の	夜光材	6, 600	4	
		脚を有するもの。				
		J I S T 9267—2020				
		による。				
	プラットホ	カナディアン・クラッチ	夜光材	24, 000	4	
	ーム杖	に準ずる。				
重度障害	文字等走査	意思伝達機能を有するソ	プリンタ(必要に応じ	143, 000	5	プリンタを必要と
者用意思	入力方式	フトウェアが組み込まれ	て)			しない場合は、
伝達装置		た専用機器であること	身体の障害の状況により			15,000円減じた価
		。文字盤又はシンボル等	、その他の付属品を必要			格とすること。
		の選択による意思の表示	とする場合は、修理基準			ひらがな等の文字
		等の機能を有する簡易な	の表に掲げるものを付属			綴り選択による文
		もの。	品とする。			章の表示や発声、

要求項目やシンボル等の選択による					
(公言の表示や発力 等を行うソフトウ エアが過去込まれ た事用機器及びブリンク (必要 にない) によりである こと。その他、属 を修理を傾の中から加えていきること。 節易な環境制御機 が付加されたもの。 節易な環境が高端を が付加されたもの。 高度な環境が高端を が付加されたもの。 高度な環境が高端を が付加されたもの。 本温 (日本) (191,000					要求項目やシンボ
第を行うソフトウェアが組み込まれた。中所線器及びプリンタ(必要に応じて)により等成さこと。その他、陸 吉に応じた付属の中から加えて加速中することができること。					ル等の選択による
エアが組み込まれた毎月機器及びアリンタ (必要に応じて)により特成されたものであること。その他、降 常に応じた付い幅品を登理基準の中から加えて加算することができること。					伝言の表示や発声
た専用機器及びプリンタ (必要に応じて) により構成 されたものであること。その他、唯 音に応じた付属中から加えて加算することができること - 不の他、					等を行うソフトウ
リンタ (必要に応して) により構成 されたもの					ェアが組み込まれ
でて) により構成されたものであること。その他、陰害に応じた付属とを解理基準の中から加えて加重することができることをができることをできることをができることをができることをができることをできる。					た専用機器及びプ
Uて) により構成されたものであること。その他、除 書に応じた付属と を修理基準の中から加えて加算することができること。					リンタ(必要に応
されたものであること。その他、障害に応じた付風品を修理基準の中から加えて加算することができること。 簡易な環境制御機能が付加されたものとは、1つの機器・					
こと。その他、障害に応じた付属品を修理基準の中から加えて加算することができることができることができることができることが付加されたものとは、1つの機器性に関する要求項目を、インタフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作できるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものとは、複器に設信すること。高度な環境制御機能が付加されたものとは、と同じ。					
密に応じた付属品を修理基準の中から加えて加質することができることができることができることができることができることができるとのとは、工力の機能が付加されたものとは、文章表示欄が多く、地面信機能が付加されたものとは、文章表示欄が多く、地面信機能が付加されたものとは、文章表示欄が多く、地面に表しては、文章表示欄が多く、地面には、文章表示欄が多く、地面には、文章表示欄が多く、通信機能が付加されたものとは、文章表示欄が多く、地面には、文章表示欄が多く、地面には、文章表示欄が多く、					
たもの					
情易な環境制御機能 上と同じ。					
南易な環境制御機能					
簡易な環境制御機能 が付加されたもの					
簡易な環境制御機能					
能が付加されたものとは、1つの機器操作に関する要求項目を、インタフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作できるソフトウェアに組み込んでいるものであること。 高度な環境制御機能が付加されたものとは、複数の機器操作に関する要求項目を、インタフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作することができるソフトウェアを利して機器に送信することで、当該機器を自ら操作することができるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。 通信機能が付加されたものとは、文章表示欄が多く、		節見か習倍制御機能	トト回じ	191 000	
のとは、1つの機器操作に関する要求項目を、インタフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作できるソフトウェアに組み込んでいるものであること。 高度な環境制御機能が付加されたものとは、複数の機器操作に関する要求項目を、インタフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作をあることで、当該機器を自ら操作をあることで、当該機器を自ら操作をことができるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。通信機能が付加されたものとは、文章表示欄が多く、			TCH Co	131,000	
器操作に関する要求項目を、インタフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作できるソフトウェアに組み込んでいるものであること。 高度な環境制御機能が付加されたものとは、後数の機器操作に関する要求項目を、インタフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作することができるソフトウェアを和して機器に送信することで、当該機器を自ら操作することができるソフトウェアに組み込んでいるものであること。 通信機能が付加されたものとは、文章表示欄が多く、		N-11711 GAVIC 600			
東項目を、インタフェースを通して 機器に送信することで、当該機器を 自ら操作できるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。 高度な環境制御機能が付加されたものとは、複数の機器操作に関するシフェースを通して 機器に送信することで、当該機器を もら操作に関するシフェースを通して 機器に送信することで、当該機器を自ら操作することができるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。 通信機能が付加されたもの					
フェースを通して 機器に送信することで、当該機器を 自ら操作できるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。 高度な環境制御機能 が付加されたもの その他は上と同じ。 450,000 に放棄機関制御機 能が付加されたものとは、複数の機 器操作に関する要求項目を、インタフェースを通して 機器に送信することで、当該機器を 自ら操作することができるソフトウェアをハードウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。 通信機能が付加されたもの					
機器に送信することで、当該機器を自ら操作できるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。 高度な環境制御機能が付加されたもの					
をで、当該機器を 自ら操作できるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。 高度な環境制御機能が付加されたものとは、複数の機器操作に関する要求項目を、インタフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作に関するとで、当該機器を自ら操作に関することができるソフトウェアをハードウェアをハードウェアに組み込んでいるものであることができるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであることができるソフトウェアに組み込んでいるものであることができるソフトウェアに組み込んでいるものであることができるソフトウェアに組み込んでいるものであることができるソフトウェアに組み込んでいるものであることができるメフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであることができるメストウェアに組み込んでいるものであることができるメストウィードウェアに組み込んでいるものであることができるメストウィードウィードウィードウィードウィードウィードウィードウィードウィードウィード					
自ら操作できるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。 高度な環境制御機能が付加されたものとは、複数の機器操作に関する要求項目を、インタフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作することができるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。 通信機能が付加されたもの					
フトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。 高度な環境制御機能が付加されたものとは、複数の機器操作に関する要求項目を、インタフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作することができるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること 通信機能が付加されたものとは、文章表示欄が多く、					
高度な環境制御機能 遠隔制御装置 450,000 450,000 高度な環境制御機能 が付加されたもの その他は上と同じ。 名50,000 高度な環境制御機 能が付加されたものとは、複数の機器操作に関する要求項目を、インタフェースを通して 機器に送信することで、当該機器を自ら操作することができるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること 通信機能が付加されたものとは、文章表示欄が多く、					
高度な環境制御機能が付加されたものとは、複数の機器操作に関することで、当該機器を自ら操作することができるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。 通信機能が付加されたものとは、文章表示欄が多く、					
高度な環境制御機能が付加されたものとは、文章表示欄が多く、 高度な環境制御機能が付加されたものとは、文章表示欄が多く、 高度な環境制御機能が付加されたものとは、文章表示欄が多く、 高度な環境制御機能が付加されたものとは、複数の機器操作に関する要求項目を、インタフェースを通して機器に送信することができるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。 通信機能が付加されたものとは、文章表示欄が多く、					
高度な環境制御機能が付加されたものとは、複数の機器操作に関する要求項目を、インタフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作することができるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。通信機能が付加されたものとは、文章表示欄が多く、					
が付加されたもの その他は上と同じ。 能が付加されたも のとは、複数の機 器操作に関する要 求項目を、インタフェースを通して 機器に送信することで、当該機器を 自ら操作すること ができるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること 通信機能が付加されたもの					
のとは、複数の機器操作に関する要求項目を、インタフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作することができるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。 通信機能が付加されたものとは、文章表示欄が多く、				450, 000	
器操作に関する要求項目を、インタフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作することができるソフトウェアをハードウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。 通信機能が付加されたものとは、文章表示欄が多く、		が付加されたもの	その他は上と同じ。		
求項目を、インタフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作することができるソフトウェアをハードウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。 通信機能が付加されたものとは、文章表示欄が多く、					のとは、複数の機
フェースを通して 機器に送信するこ とで、当該機器を 自ら操作すること ができるソフトウ ェアをハードウェ アに組み込んでい るものであること 。 通信機能が付加され たもの					器操作に関する要
機器に送信することで、当該機器を 自ら操作すること ができるソフトウェアをハードウェ アに組み込んでいるものであること 。 通信機能が付加されたものとは、文章表示欄が多く、					求項目を、インタ
とで、当該機器を 自ら操作すること ができるソフトウ エアをハードウェ アに組み込んでい るものであること 。 通信機能が付加され たもの 上と同じ。 通信機能が付加されたものとは、文 章表示欄が多く、					フェースを通して
自ら操作することができるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。 通信機能が付加されたもの 上と同じ。 通信機能が付加されたものとは、文章表示欄が多く、					機器に送信するこ
ができるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。 通信機能が付加されたもの 上と同じ。					とで、当該機器を
エアをハードウェ アに組み込んでいるものであること。 通信機能が付加されたもの 上と同じ。 通信機能が付加されたものとは、文章表示欄が多く、					自ら操作すること
通信機能が付加されたもの 上と同じ。 通信機能が付加されたものとは、文章表示欄が多く、					ができるソフトウ
通信機能が付加されたもの 上と同じ。 通信機能が付加されたものとは、文章表示欄が多く、					ェアをハードウェ
通信機能が付加されたものとは、文章表示欄が多く、					アに組み込んでい
たもの れたものとは、文 章表示欄が多く、					るものであること
たもの れたものとは、文 章表示欄が多く、					0
章表示欄が多く、			上と同じ。		
		たもの			
					定型句、各種設定

生体現象方式	生体信号の検出装置及び 解析装置	プリンタ及び遠隔制御装置を除き上と同じ。	450, 000	等の機能が豊富な 特徴を持ち、メニュー を持ち、スでは を表示に対してでは をではまる。 をのではいいでは をではまる。 をのではいいではいいでは、 はいいいでは、 はいいいでは、 はいいいでは、 はいいいでは、 はいいいとは、 とは、 とは、 とは、 とは、 とは、 とは、 とは、
Ĭ.	胖 们 表 直	直を除さ上と向し。		、生体現象(MM版) や脳の血液量等) を利用して「はい ・いいえ」を判定 するものであるこ と。

備考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

2 借受け基準

(1) 義肢、装具及び座位保持装置の完成用部品

義手用部品、義足用部品、装具用部品及び座位保持装置用部品の基準額については、当該完成用部品の耐用年数の3分の2を償却期間として設定し、別に定める価格を当該償却期間の月数で除した額を一月あたりの基準額とすること。

(2) その他

種	目	名	称	基本構造	付	属	П	価	格 円	備	考
座位係	录持			機能障害の状況に適合させること。				1,	010	障害児は	<u></u> こ限る。
椅	子			 主材料—木材						机上用の)盤を取り
				アルミニウム管						付ける場	場合は、
				スポンジ又はウレタン						170円増	しとする
				人工皮革又は布製のカバー						こと。	
				外 装一ニス塗装						座面に軸	次性の内張
										りを付し	た場合は
										、120円	増しとす
										ること。	
										車載用ℓ	りものは、
										840円増	しとする
										こと。	
歩行:	器	六 輪	型	前二輪、中二輪、後二輪の六輪車と				1,	570		
				し、前輪を自在車輪とすること。							
		四輪	型	前二輪、後二輪の四輪車とし、前輪					990		
		(腰掛~	7	を自在車輪とすること。							
		き)									
		四輪	型	上と同じ。					990	サドル・	テーブル
		(腰掛)	な							付きのも	の又は胸
		L)								郭支持具	具若しくは
										骨盤支持	持具付きの
										ものは、	1,520円
										増しとす	けること。
										後方支持	寺型のもの

	-						は、520円増しと
							すること。
	=	輪	型	前一輪、後二輪の三輪車とし、前輪		850	
				を自在車輪とすること。			
	1	輪	型	前二輪、後固定式の脚を有すること		670	
				0			
	固	定	型	四脚を有し、使用時に持ち上げて移		550	
				動させるもの。			
	交	互.	型	四脚を有し、両二脚を交互に移動さ		750	
				せるもの。			
重度障害	文气	字等力	走査	意思伝達機能を有するソフトウェア	プリンタ(必要に	3, 570	プリンタを必要と
者用意思	入力	カ方ェ	t	が組み込まれた専用機器であること	応じて)		しない場合は、
伝達装置				。文字盤又はシンボル等の選択によ	身体の障害の状況		370円減じた価格
				る意思の表示等の機能を有する簡易	により、その他の		とすること。
				なもの。	付属品を必要とす		ひらがな等の文字
					る場合は、修理基		綴り選択による文
					準の表に掲げるも		章の表示や発声、
					のを付属品とする		要求項目やシンボ
					•		ル等の選択による
							伝言の表示や発声
							等を行うソフトウ
							ェアが組み込まれ
							た専用機器及びプ
							リンタ(必要に応
							じて)により構成
							されたものである
							こと。
				簡易な環境制御機能が付加された	上と同じ。	4, 770	簡易な環境制御機
				もの。			能が付加されたも
							のとは、1つの機
							器操作に関する要
							求項目を、インタ

					フェースを通して
					機器に送信するこ
					とで、当該機器を
					自ら操作できるソ
					フトウェアをハー
					ドウェアに組み込
					んでいるものであ
					ること。
	青	高度な環境制御機能が付加された	遠隔制御装置	11, 250	高度な環境制御機
	₹	もの。	その他は上と同		能が付加されたも
			\mathcal{U}_{\circ}		のとは、複数の機
					器操作に関する要
					求項目を、インタ
					フェースを通して
					機器に送信するこ
					とで、当該機器を
					自ら操作すること
					ができるソフトウ
					ェアをハードウェ
					アに組み込んでい
					るものであること
					0
		通信機能が付加されたもの	遠隔制御装置		通信機能が付加さ
			その他は上と同		れたものとは、文
			\mathcal{U}_{\circ}		章表示欄が多く、
					定型句、各種設定
					等の機能が豊富な
					特徴を持ち、生成
					した伝言を、メー
					ル等を用いて、遠
					隔地の相手に対し
					て伝達することが

				できる専用ソフト
				ウェアをハードウ
				ェアに組み込んで
				いるものであるこ
				٤.
生体現象方	生体信号の検出装置及び解析装置	プリンタ及び遠隔	11, 250	生体現象方式とは
式		制御装置を除き上		、生体現象(脳波
		と同じ。		や脳の血液量等)
				を利用して「はい
				・いいえ」を判定
				するものであるこ
				と。

備考

1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。

3 修理基準

(1) 義肢 一 殼構造義肢

修理項目	価格	
ア ソケットの交換	1の(1)のイの採型区分ごとの基本価格又は複製価格にソケットの価格をもって修理価格とすること。	を加算した額
イ ソフトインサートの交換	1の(1)のイの採型区分ごとのソケットの交換により付随する価格又は 価格をもって修理価格とすること。	単独の場合の
ウ 支持部の交換	交換した支持部の価格をもって修理価格とすること。	
エ 義手用ハーネス及び義足 懸垂用部品の交換	交換した義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の価格をもって修理価格と	すること。
オ 外装の交換	交換した外装の価格をもって修理価格とすること。	
カ 完成用部品の交換	3の(1)のカに掲げる基本価格に、1の(1)のオに掲げる額を加算した 理価格とすること。ただし、外付けバッテリー、バッテリーボックス、リ 又は充電器の交換の場合には、1の(1)のオに掲げる額をもって修理価格	ストユニット
キ ソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に7,600円をもって修理価格と	とすること。

- 1 ア又はウの修理で完成用部品を必要とする場合は、1の(1)のオに掲げる額を加算することができること。
- 2 ア、ウ及びカの修理について、他の修理を必要とする場合は、当該他の修理価格を加算することができること。

ア ソケットの交換 (ア) 基本価格及び複製価格

<i>h</i> 7		£l-	松型巨八	平山		<u>-</u>	価	格 円	/#± +tz.
名	,	称	採型区分	型		式	基本価格	複製価格	·
義	手	用	A-1	装	飾	用	41, 400	25, 900	肩甲胸郭間切断用は、14,200円増しとす
				作	業	用	41, 400	25, 900	ること。
				能	動	式	53, 200	35, 200	
				電	動	式	91, 100	60, 400	
			A - 2	装	飾	用	44, 000	29, 400	吸着式は、28,000円増しとすること。
				作	業	用	44, 000	29, 400	
				能	動	式	50, 700	32, 900	
				電	動	式	84, 600	56, 000	
			A – 3	装	飾	用	41, 600	26, 700	吸着式は、28,000円増しとすること。
				作	業	用	41, 600	26, 700	
				能	動	式	46, 900	30, 300	
				電	動	式	77, 100	51, 000	
			A-4	装	飾	用	42, 800	23, 800	顆上懸垂式は、14,000円増しとすること。
				作	業	用	42, 800	23, 800	スプリットソケットは、21,000円増しとす
				能	動	式	44, 400	26, 200	ること。
				電	動	式	68, 500	45, 300	
			A - 5	電	動	式	67, 100	44, 300	
			A - 6	電	動	式	36, 800	24, 300	
義	足	用	B-1	受	Ш	式	113, 100	65, 300	片側骨盤切断用は、19,000円増しとする
				力	ナゟ	一式	113, 100	65, 300	こと。
			B - 2	差	込	式	74, 800	45, 400	短断端切断用キップシャフトは、54,100
				ライ	ナ	一式	121, 100	72, 400	円増しとすること。
				吸	着	式	167, 500	73, 600	坐骨収納型ソケットは、58,700円増しと すること。
			B-3	差	77	式	74 000	44 900) 'D C C 0
			D – 2		· ひ ・ナ・	一式	74, 800 95, 900	44, 200 65, 400	
				吸	着	式	142, 300	66, 600	
			B-4	差	込	式	60, 700	40, 200	大腿支柱付きは、25,800円増しとするこ
				P ′	T E	3 式	84, 600	43, 700	と。

Р	Τ	S 式	100, 900	53, 000	
K	В	M 式	103, 700	53, 000	
Т	S	B 式	84, 600	43, 700	

- 1 顆上懸垂式は、ミュンスター式及びノースウェスタン式とすること。
- 2 ソフトインサートのシリコーン又は完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合の基本価格に限り、47,900円加算できること。
- 3 坐骨収納型ソケットを除く吸着式、顆上懸垂式、スプリットソケットのチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、8,250円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。
- 4 陽性モデルの製作を必要としないダイレクトソケットシステムについては、基本価格に40%を乗じた価格を上限額とし、チェックソケットは使用できないこと。また、ソケットの製作要素価格においては、いかなる加算もできないこと。

(イ) ソケットの価格

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格 円	備	考
義 手 用	A-1	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱硬化性樹脂(電動式) 熱可塑性樹脂 熱可塑性樹脂(電動式)	11, 700 9, 550 21, 400 21, 900 5, 450 6, 000		
	A-2	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱硬化性樹脂 (電動式) 熱可塑性樹脂 熱可塑性樹脂 (電動式)	10, 300 12, 600 14, 700 15, 200 7, 100 7, 550		
	A-3	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱硬化性樹脂 (電動式) 熱可塑性樹脂 熱可塑性樹脂 (電動式)	10, 300 13, 600 14, 700 15, 200 5, 050 5, 550		
	A-4	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱硬化性樹脂 (電動式) 熱可塑性樹脂 熱可塑性樹脂 (電動式)	9, 100 12, 400 14, 400 14, 800 4, 950 5, 450		
	A-5	熱硬化性樹脂	13, 700		

		熱硬化性樹脂(電動式) 熱可塑性樹脂(電動式)	14, 100 7, 600	
	A-6	熱硬化性樹脂 熱硬化性樹脂(電動式) 熱可塑性樹脂(電動式)	11, 100 11, 500 7, 350	
義足用	B-1	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	23, 100 37, 900 15, 900	
	B-2	木 製 アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	51, 600 15, 400 20, 200 29, 400 17, 300	エアクッションソケットは、16,300円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、17,900円増しとすること。
	B-3	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	15, 700 26, 000 43, 500 19, 700	エアクッションソケットは、16,300円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、17,600円増しとすること。
	B-4	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	12, 300 18, 300 26, 600 13, 900	エアクッションソケットは、14,800円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、6,950円増しとすること。

電動義手における筋電電極の交換を伴わないソケット交換の場合には、4,400円増しとすること。

イ ソフトインサートの交換

			価	格円		
名 称	採型区分	使 用 材 料	ソケット 交換に付随 する場合	単独の場合	備	考
義 手 用	A-1	皮 革 軟性発泡樹脂 皮革·軟性発泡樹脂	4, 700 4, 800 8, 100	12, 300 16, 500 20, 300		
	A-2	皮 革 軟 性 発 泡 樹 脂 皮革・軟性発泡樹脂	4, 150 4, 650 7, 750	11, 100 15, 800 17, 600		
	A-3	皮 革軟性発泡樹脂	4, 150 4, 650	11, 100 15, 600		

		皮革・軟性発泡樹脂	7, 750	17, 500	
	A-4	皮 革 軟 性 発 泡 樹 脂 皮革・軟性発泡樹脂	4, 050 4, 650 7, 500	10, 200 14, 600 16, 700	
	A – 5	皮 革 軟 性 発 泡 樹 脂 皮革・軟性発泡樹脂	4, 050 4, 650 7, 500	10, 600 15, 700 18, 100	
義 足 用	B-1	皮 革 軟 性 発 泡 樹 脂 皮革・軟性発泡樹脂	7, 000 5, 300 10, 600	14, 800 21, 500 25, 100	
	B-2	皮革軟性発泡機脂皮革・軟性発泡樹脂皮革・フェルトシリコーン	5, 400 4, 950 7, 000 9, 700 44, 000	13, 400 21, 500 24, 700 16, 800 44, 000	
	B-3	皮 革 軟 性 発 泡 樹 脂 皮革・軟性発泡樹脂 皮 革・フェルトシ リ コ ー ン	6, 050 5, 100 9, 650 10, 700 47, 400	12, 100 20, 800 25, 000 17, 800 47, 400	
	B-4	皮 革 軟 性 発 泡 樹 脂 皮革・軟性発泡樹脂 皮 革・フェルトシ リ コ ー ン	4, 450 4, 750 7, 200 8, 350 37, 900	11, 100 16, 600 18, 100 15, 400 37, 900	
	B – 5	皮 革 軟 性 発 泡 樹 脂 皮革・軟性発泡樹脂	4, 700 7, 600 8, 250	10, 200 17, 000 18, 200	
	B-6	皮 皮 (下腿部支持式) 軟性発泡樹脂 (下腿部支持式) 皮革・軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	3, 000 4, 700 3, 400 7, 600 6, 000 8, 250	8, 600 10, 200 15, 000 17, 000 16, 700 18, 200	
	B-7	大車・軟性発泡樹脂 (下腿部支持式) 皮 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	2, 300 2, 700 4, 650	7, 200 13, 600 15, 300	

- 1 軟性発泡樹脂とは、PEライト及びスポンジであること。
- 2 ソフトインサートは、骨突起部等に部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。

ウ 支持部の交換

	称	型式	部 位	使用材料	価格 円	備考
義	手 用	装 飾 用	肩 部		9, 000	
		能動式	上腕部	アルミニウム、セルロイド	8, 050	
		作業用		熱硬化性樹脂	24, 900	

		前腕部	アルミニウム、セルロイド	10, 300	
			熱硬化性樹脂	20, 600	
	作業用	上腕部		8, 050	肩義手用及び上腕義手用に幹部を使
	(幹部使 用)				用する場合に限ること。
	用)	前腕部		10, 300	前腕義手用に幹部を使用する場合に
					限ること。
	電動式	肩 部	熱硬化性樹脂	10, 900	
		上腕部	熱硬化性樹脂	30, 800	
	_	前腕部	熱硬化性樹脂	25, 300	
	-	手 部	熱硬化性樹脂	25, 300	
義足用	常用作業用	股 部		10, 800	
	TF 耒 用	大腿部	木製	33, 900	
			アルミニウム、セルロイド	32, 400	
			熱硬化性樹脂	33, 900	
		下腿部	木製	33, 300	
			アルミニウム、セルロイド	29, 900	
			熱硬化性樹脂	33, 300	
		足 部	軟性発泡樹脂	15, 200	
	作業用	大腿部		62, 900	股義足用及び大腿義足用に鉄脚を使
	(鉄脚使				用する場合に限ること。
	用)	下腿部		29, 900	下腿義足用に鉄脚を使用する場合に
					限ること。

- 1 果義足用、足根中足義足用及び足指義足用の場合に限り、足部を加えることができること。
- 2 義手用及び義足用の支持部そのものが外装となる場合は、支持部に外装を加えることができること。
- 3 肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、9,400円増しとすること。
- 4 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、11,100円増しとすること。
- 5 熱可塑性樹脂については、セルロイドに準ずること。
- 6 支持部の長さ及び高さ修正を行う場合は、支持部の修理部位の使用材料の額をもって修理価格とすること。ただし、外装を行う場合は、外装交換の額を加算することができること。
- 7 ブロック継手交換は、支持部の修理部位の使用材料の額をもって修理価格とすること。ただし、外装を行う場合は、外装交換の額を加算することができること。
- 8 ソケット交換を行う場合は、取り外す部位の使用材料の額を加算することができること。

エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換

区分	交 換 部 品	基本価格円	備 考	
義	一式交換	4, 700		
手	美錠締革交換	1,800		
用	美錠留革交換	1, 900		
ハ	たわみ式肘継手交換	1, 750		
1	前方支持バンド交換	1, 750		
ネ	上腕カフ(三頭筋パッド)	3, 350		
ス				
義	一式交換	4, 700		
足	肩吊り帯交換	4, 550		
懸	義足用股吊带交換	1, 950	価格は、1本当たりのものであること。	
垂	位置革交換	3, 200		
用	腰バンド交換	3, 650		
部	横吊帯交換	3, 850		
品	美錠締革交換	2, 600		
	美錠留革交換	2, 300		
	金具部品交換	3, 000	価格は、1か所当たりのものであること。	

- 1 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換の価格は、基本価格に、使用部品ごとに1の(1)のエの(エ)に掲げる額を加算したものとすること。ただし、1の(1)のエの(エ)に掲げられていないものの修理は、基本価格をもって修理価格とすること。
- 2 金具部品交換の基本価格は、美錠等金具部品の価格を含むものであること。

オ 外装の交換

名		称	外	装部	位	使用材料等	価格 円	備 考	
義	手	用	肩		部	皮革	7, 150		
						プラスチック	20, 100		
						塗 装	4, 200		
			上	腕	部	皮革	7, 700		
						プラスチック	20, 100		
						塗 装	4, 200		
			前	腕	部	皮 革	7, 700		
						プラスチック	16, 200		
						塗 装	4, 200		
義	足	用	股		部	皮革	10,600		
						プラスチック	19, 400		
						鉴 装	4, 750		
			大	腿	部		8, 550		
						プラスチック	19, 400		
						塗 装	4, 750		
			下	腿	部	皮 革	9, 300		
						プラスチック	17, 300		
						塗 装	4, 750		
			足		部	表革	7, 200		
						裏革	5, 850		
						塗 装	5, 950		
						リアルソックス	2, 300	リアルソックスは、完成用部品を加えることができる)
								こと。	

カ 完成用部品の交換

(ア) アライメント調整を必要とするもの

名	称	交 換 部 品	基本価格 円	備考
義	手 用	肩継手部品 肘継手部品 手継手部品	16, 900 10, 100 3, 850	
義	足用	股継手部品 膝継手部品 足継手部品 前留金具部品	19, 700 17, 100 3, 850 9, 800	
溶	接		10,000	価格は、1か所当たりのものであること。

(注)

- 1 筋金交換は、右又は左の一側を1単位とすること。
- 2 ブロック継手交換は、ウの支持部交換に定めるところによるものとすること。

(イ) アライメント調整を必要としないもの

名	称	交 換 部 品	基本価格円	備	考
義	手 用	肩義手部品	4, 700		
		肘ブロック継手部品	6, 300		
		肘筋金部品	3, 550		
		手継手部品	3, 450		
		手先具部品	2,850		
		コントロールケーブル部品	3,000		
		電極部品	1, 200		
		接続ケーブル部品	1, 200		
義	足用	股継手部品	4, 900		
		膝ブロック部品	6, 500		
		膝筋金部品	2,850		
		足部部品	3, 100		
		作業用スプリング	1, 900		
		作業用足部裏ゴム	2, 750		
		吸着式バルブ	6,000		
		前留金具部品	4, 200		
溶	接		2,050	価格は、1か所当たりのものであること	- 0

- 1 本表の部品交換については、ネジ等の交換は適用できないものとすること。
- 2 部品交換の基本価格に、外装の額を加算することができないものとすること。

(2) 義肢 — 骨格構造義肢

修 理 項 目	価格
ア ソケットの交換	1の(2)のイの採型区分ごとの基本価格又は複製価格にソケットの価格を加算した額をもって修理価格とすること。
イ ソフトインサートの交換	1o(2)のイの採型区分ごとのソケットの交換により付随する価格又は単独の場合の価格をもって修理価格とすること。
ウ 支持部の交換	交換した支持部の価格をもって修理価格とすること。
エ 義手用ハーネス及び義足 懸垂用部品の交換	交換した義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の価格をもって修理価格とすること。
オ 外装の交換	交換した外装の価格に、1の(2)のオに掲げる額を加算した額をもって修理価格とすること。
カ 完成用部品の交換	使用部品ごとに1の(2)のオに掲げる額に、2,750円を加算した額をもって修理価格とすること。ただし、ストッキネット、吸着バルブ、懸垂ベルト、KBMウェッジ、断端袋、ライナーロックアダプタ、ライナー、ラミネーションポスト、エアコンタクトキット及びエアパイロンポンプの交換の場合には、1の(2)のオに掲げる額をもって修理価格とすること。
キ ソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に7,600円をもって修理価格とすること。

- 1 ア又はウの修理で完成用部品を必要とする場合は、1の(2)のオに掲げる額を加算することができること。
- 2 ア、ウ又はカの修理について、他の修理を必要とする場合は、当該他の修理価格を加算することができること。
- 3 外装の交換は、フォームカバーを交換する場合に限ること。

ア ソケットの交換

(ア) 基本価格及び複製価格

名 称	採型区分	型 式	価	格円	備考
	\$11.33.22.7 3		基本価格	複製価格	VII.
義手用	A – 1	装 飾 用	41, 400	25, 900	肩甲胸郭間切断用は、14,200円増しとする
					こと。
	A-2	装飾用	44, 000	29, 400	吸着式は、28,000円増しとすること。
	A – 3	装 飾 用	42,800	23, 800	顆上懸垂式は、14,000円増しとすること。
					スプリットソケットは、21,000円増しとする
					こと。
義足用	B-1	カナダ式	113, 100	65, 300	片側骨盤切断用は、19,000円増しとするこ
					と。
	B-2	差込式	74, 800	45, 400	短断端切断用キップシャフトは、54,100円
		ライナー式	121, 100	72, 400	増しとすること。
		吸着式	167, 500	73, 600	坐骨収納型ソケットは、58,700円増しとす
					ること。
	B-3	差 込 式	74, 800	44, 200	
		ライナー式	95, 900	65, 400	
		吸 着 式	142, 300	66, 600	
	B-4	差 込 式	60, 700	40, 200	大腿支柱付きは、25,800円増しとするこ
		PTB式	84, 600	43, 700	と。
		PTS式	100, 900	53, 000	
		KBM式	103, 700	53, 000	
		TSB式	84, 600	43, 700	
	B – 5	差 込 式	49, 500	42,000	
		有 窓 式	73, 000	45, 600	

- 1 顆上懸垂式は、ミュンスター式及びノースウェスタン式とすること。
- 2 ソフトインサートのシリコーン又は完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合の基本価格に限り、47,900円加算できること。
- 3 坐骨収納型ソケットを除く吸着式、顆上懸垂式、スプリットソケットのチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、8,250円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。

4 陽性モデルの製作を必要としないダイレクトソケットシステムについては、基本価格に40%を乗じた価格を上限額とし、チェックソケットは使用できないこと。また、ソケットの製作要素価格においては、いかなる加算もできないこと。

(イ) ソケットの価格

名 称	採型区分	使 用 材 料	価格 円	備考
義 手 用	A-1	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	11, 700 9, 550 21, 400 5, 450	
	A-2	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	10, 300 12, 600 14, 700 7, 100	
	A-3	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	9, 100 12, 400 14, 400 4, 950	
義足用	B-1	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	23, 100 37, 900 15, 900	
	B-2	木 製 アルミニウム、セルロイド 皮 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	51, 600 15, 400 20, 200 29, 400 17, 300	エアクッションソケットは、16,300円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、17,900円増しとすること。
	B-3	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	15, 700 26, 000 43, 500 19, 700	すること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の
	B-4	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	12, 300 18, 300 26, 600 13, 900	エアクッションソケットは、14,800円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、6,950円増しとすること。
	B – 5	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂	12, 800 18, 600 25, 300	

熱可塑性樹脂	11, 000	い樹脂注型を行う場合は、9,700円増しとする
		こと。

イ ソフトインサートの交換

			価	格円		
名 称	採型区分	使 用 材 料	ソケット 交換に付随 する場合	単独の場合	備	考
義手用	A – 1	皮 革	4, 700	12, 300		
		軟性発泡樹脂	4, 800	16, 500		
		皮革・軟性発泡樹脂	8, 100	20, 300		
	A - 2	皮 革	4, 150	11, 100		
		軟 性 発 泡 樹 脂	4, 650	15, 800		
		皮革・軟性発泡樹脂	7, 750	17,600		
	A-3	皮 革	4, 050	10, 100		
		軟性発泡樹脂	4, 650	14, 600		
		皮革・軟性発泡樹脂	7, 500	16, 700		
義足用	B-1	皮 革	7, 000	14, 800		
		軟 性 発 泡 樹 脂	5, 300	21, 500		
		皮革・軟性発泡樹脂	10, 600	25, 100		
	B - 2	皮 革	5, 400	13, 400		
		軟 性 発 泡 樹 脂	4, 950	21, 500		
		皮革・軟性発泡樹脂	7, 000	24, 700		
		皮革・フェルト	9, 700	16, 800		
		シリコーン	44, 000	44, 000		
	B - 3	皮 革	6, 050	12, 100		
		軟 性 発 泡 樹 脂	5, 100	20, 800		
		皮革・軟性発泡樹脂	9, 650	25, 000		
		皮革・フェルト	10, 700	17, 800		
		シリコーン	47, 400	47, 400		
	B-4	皮 革	4, 450	11, 100		
		軟性発泡樹脂	4, 750	16, 600		
		皮革・軟性発泡樹脂	7, 200	18, 100		
		皮革・フェルト	8, 350	15, 400		
		シリコーン	37, 900	37, 900		
	B - 5	皮 革	4, 700	10, 200		
		軟性発泡樹脂	7, 600	17, 000		
		皮革・軟性発泡樹脂	8, 250	18, 200		

- 1 軟性発泡樹脂とは、PEライト及びスポンジであること。
- 2 ソフトインサートは、骨突起部等に部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。

ウ 支持部の交換

	名		称		価格 円	備	考
肩	義		手	用	14, 500		
上	腕	義	手	用	11, 500		
前	腕	義	手	用	11, 400		
股	義		足	用	17, 300		
大	腿	義	足	用	17, 300		
下	腿	義	足	用	11, 400		

- 1 肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、9,400円増しとすること。
- 2 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、11,100円増しとすること。

エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換

区分	交 換 部 品	基本価格円	備	
義手	一式交換	4, 700		
用	美錠締革交換	1,800		
ハーネ	美錠留革交換	1, 900		
イス	上腕カフ(三頭筋パッド)	3, 350		
義	一式交換	4, 700		
足	肩吊り帯交換	4, 550		
懸	義足用股吊带交換	1, 950	価格は、1本当たりのものであること。	
垂	位置革交換	3, 200		
用	腰バンド交換	3, 650		
部	横吊带交換	3, 850		
品	美錠締革交換	2,600		
	美錠留革交換	2, 300		
	金具部品交換	3, 000	価格は、1か所当たりのものであること。	

(注)

- 1 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換の価格は、基本価格に、使用部品ごとに1の(2)のエの(エ)に掲げる額を加算したものとすること。ただし、1の(2)のエの(エ)に掲げられていないものの修理は、基本価格をもって修理価格とすること。
- 2 金具部品交換の基本価格は、美錠等金具部品の価格を含むものであること。

オ 外装の交換

	名		称		価格円	備	考
肩	義		手	用	11, 500		
上	腕	義	手	用	9, 100		
前	腕	義	手	用	8, 100		
股	義		足	用	28, 800		
大	腿	義	足	用	23, 100		
膝	義		足	用	20,600		
下	腿	義	足	用	18, 200		

(注)

フットカバー又はリアルソックスを必要とする場合は、 $1 \circ (2)$ のオの完成用部品の価格を1,100円増しとすること。

(3) 装具

	修	理	項目	価 格	円	備考
r	継手及	及び支持部の	の交換	修理項目ごとに1の(3)のエ 掲げる価格に、1,300円を加算し た額をもって修理価格とするこ と。	し	
イ	完成月	目部品の交換	英	修理項目ごとに1の(3)のオ 掲げる価格をもって修理価格と ること。		
ウ	マジッ	ックバンドの	D交換	修理箇所ごとに25mm幅のも は890円、50mm幅のものは1,2 円とすること。ただし、裏付き 場合には、当該価格を2倍した を修理価格とすること。	250 の	
工	溶接			修理箇所ごとにアライメント 調整を必要とするものは10,100 円、必要としないものは2,100円 とすること。)	
オ	その他	也の交換・値	多理			
	(ア) 修	下肢装具	足底裏革交換 又は 足底ゴム交換	5, 8		単なる剥離に対する再接着修理は、交換と は認められない。((注)4)
	理部	靴型装具	本底交換	8, 2	200	踵部品の価格を含むものであること。
	位		足底挿板交換	7, 1		踏まず支え等の機能を有し、取外しが できる構造のものに限る。
			半張交換 踵交換 積上交換 底張かけ交換 ファスナー交換	3, 4 1, 7 1, 3 2, 1 3, 1	700 300 100	
			細革交換	7	720	革底の場合は、1,400円増しとすること。
		体幹装具	硬性コルセット 筋金交換 軟性コルセット 筋金交換	3, 1		
	(1)	(ア)以外の	D部位	修理項目ごとに1の(3)のエ 掲げる価格とすること。	12	

- 1 採型又は採寸を必要とする修理については、1の(3)のウに掲げる価格を加算することができること。
- 2 ア又はオ((イ)に係るものに限る。)の修理で完成用部品を必要とする場合は、1の(3)のオに掲げる価格を加算することができること。
- 3 靴型装具は、右又は左の一側を1単位とすること。
- 4 裏革に劣化等のない、単なる剥離に対する再接着修理は、1の(3)のエに掲げる価格を修理価格とすること。

(4) 座位保持装置

	修	理 項	目		価					格	円
ア	支持部の交換			1の(4)に掲げる価	i格に、1,	300円	を加算	した額を
イ	支持部の調整			7	法	調	整	形	状	調	整
		頭 部					2,800				3, 850
		上腕部					1, 700				2,600
		前腕・手部									
		体 幹 部					3, 300				8,850
		骨盤・大腿部									
		下腿部					1,700				2,600
		足 部									
ウ	 支持部の連結、	連結角度調整用	部品の交換	修理項	目ごとに	z 1 σ.)(4)のエの	(イ)に掲	げる佃	i格に、	1,300円
				を加算した額をもって修理価格とすること。							
工	構造フレームの)交換					に掲げる基	本価格に	, 1,30	00円を	加算した
							:すること。	LA ST. MA	-14 MM -1-E		
							・付加した場)修理基準に			のみに	2係る部分
オ	付属品の交換			修理項価格とす)(4)のエの	(エ)に掲	げる佃	i格をも	つて修理
カ	調節機構の交換	Ā		修理項目ごとに1の(4)のエの(オ)に掲げる価格をもって修理 価格とすること。							
キ	マジックバント	25mm幅のものは900円、50mm幅のものは1,250円とし、裏付きを 必要とする場合には、当該価格を2倍した額とすること。									
ク	完成用部品の交	修理項		C 1 σ)(4)のオに	掲げる価	格をも	って値	を理価格と		

採寸又は採型を必要とする修理については、1の(4)のウに掲げる価格を加算することができること。

(5) その他

種目	型式	修 理 部 位	価格 円	備考
視覚障		マグネット付き石突交換	760	
害者安				
全つえ				
		枠交換	8, 000	矯正用レンズ、遮光矯正用レ
眼			5 100	ンズに乱視矯正を含む場合は
		矯正用レンズ (6 D未満) 交換	5, 100	、片眼又は両眼にかかわら
		矯正用レンズ(6D以上10D未満)交換	6, 450	ず、4,200円増しとするこ
		矯正用レンズ(10D以上)交換	8, 400	と。
鏡		遮光矯正用レンズ交換	11, 100	
		遮光用レンズ交換	11, 100	
		耳あな型シェル交換 (レディメイド)	6, 300	
補		耳あな型シェル交換 (オーダーメイド)	26, 400	
		耳あな型スイッチ交換	3, 150	
		耳あな型テレホンコイル交換 (レディメイド)	8, 400	
		耳あな型テレホンコイル交換 (オーダーメイド)	12, 700	
		耳あな型極板交換	1, 050	
聴		耳あな型ボリューム交換 (レディメイド)	8, 400	
		耳あな型ボリューム交換 (オーダーメイド)	11, 600	
		耳あな型マイクロホン交換 (レディメイド)	13, 500	
		耳あな型マイクロホン交換 (オーダーメイド)	15, 950	
		耳あな型レシーバー交換 (レディメイド)	14, 200	
器		耳あな型レシーバー交換 (オーダーメイド)	20,000	
		耳あな型抵抗交換 (レディメイド)	2, 100	
		耳あな型抵抗交換 (オーダーメイド)	8, 900	
		耳あな型コンデンサ交換 (レディメイド)	2, 100	
		耳あな型コンデンサ交換 (オーダーメイド)	8, 900	
		耳あな型電池ホルダー交換 (レディメイド)	1,050	
		耳あな型電池ホルダー交換 (オーダーメイド)	1, 550	
		耳あな型トリマー交換 (レディメイド)	6, 300	
		耳あな型トリマー交換 (オーダーメイド)	9, 500	

耳あな型サスペンション交換	890	
耳あな型アンプ組立交換 (レディメイド)	31, 700	
耳あな型アンプ組立交換 (オーダーメイド)	42, 200	
耳かけ型ケース組立交換	3, 750	
耳かけ型スイッチ交換	4, 500	
耳かけ型テレホンコイル交換	2, 550	
耳かけ型極板交換	1, 470	
耳かけ型ボリューム交換	6, 450	
耳かけ型マイクロホン交換	11,810	
耳かけ型レシーバー交換	12, 120	
耳かけ型トリマー交換	1,900	
耳かけ型フック交換	620	
耳かけ型電池ホルダー交換	1,000	
耳かけ型耳栓組立交換	600	
耳かけ型サスペンション交換	640	
耳かけ型アンプ組立交換	29, 880	
重度難聴用ポケット型スイッチ交換	3, 150	
重度難聴用ポケット型テレホンコイル交換	1, 350	
重度難聴用ポケット型マイクロホン交換	8, 300	
重度難聴用イヤホン交換	5, 490	
重度難聴用耳かけ型レシーバー交換	15, 000	
重度難聴用コード交換	1,800	
重度難聴用耳かけ型アンプ組立交換	40, 400	
眼鏡型ケース組立交換	9, 400	
眼鏡型スイッチ交換	3, 450	
眼鏡型テレホンコイル交換	3, 300	
眼鏡型極板交換	1, 400	
眼鏡型ボリューム交換	4, 580	
眼鏡型マイクロホン交換	13, 900	
眼鏡型骨導子交換	16, 400	
眼鏡型アンプ組立交換	23, 100	
眼鏡型アンプ組立交換(送信用)	35, 200	
眼鏡型アンプ組立交換(受信用)	54, 700	
	ı İ	

眼鏡型ブランク(空つる)交換	4, 350	
眼鏡型テンプル(補助つる)交換	3, 100	
眼鏡型フロント(前枠)交換	9, 500	
眼鏡型平面レンズ交換	3, 600	
ポケット型ケース組立交換	5, 400	
ポケット型クリップ交換	1, 200	
ポケット型スイッチ交換	3, 500	
ポケット型テレホンコイル交換	1, 350	
ポケット型極板交換	1, 350	
ポケット型ボリューム交換	4, 580	
ポケット型マイクロホン交換	5, 400	
骨導式ポケット型レシーバー交換	10, 500	
骨導式ポケット型ヘッドバンド交換	3, 150	
ダンパー入り耳かけ型フック交換	960	
受信機交換	92, 000	
受信機基板交換	27, 600	
受信機部品(ケース、充電池、アンテナ、スイッチ、コ	5, 000	
ネクタ)交換		
ワイヤレスマイク交換	128, 000	
ワイヤレスマイク基板交換	38, 400	
ワイヤレスマイク充電用ACアダプタ交換	3, 500	
ワイヤレスマイクマイクロホン交換	12, 000	
ワイヤレスマイクディスプレイ交換	12, 000	
ワイヤレスマイク部品(ケース、充電池、アンテナ、ス	5, 000	
イッチ、コネクタ)交換		
イヤモールド交換	9, 000	
コンセント交換	830	
IC回路交換	4, 550	
イヤホン交換	3, 170	
コード交換	680	
トランジスター又はダイオード交換	2, 050	
抵抗交換	2, 050	
コンデンサ交換	2, 050	

	トランス交換	1, 900	
	オーディオシュー交換	5, 000	
人工	人工内耳用音声信号処理装置修理	30, 000	
内耳			
	クッション交換	4, 090	
車	クッション(ポリエステル繊維、ウレタンフォーム等の	10, 000	
	多層構造のもの及び立体編物構造のもの) 交換		
	クッション (ゲルとウレタンフォームの組合せのもの)	19, 080	
	交換		
	クッション(バルブを開閉するだけで空気量を調整する	30, 000	
椅	もの)交換		
	クッション (特殊な空気室構造のもの) 交換	45, 000	
	フローテーションパッド交換	30,000	三重構造とする場合は、
			1,300円増しとすること。
	背クッション交換	10, 000	
子	特殊形状クッション(骨盤・大腿部サポート)交換	25, 750	
	クッションカバー (防水加工を施したもの) 交換	7, 460	
	クッション滑り止め部品交換	1, 920	
	バックサポート交換	8,860	
	延長バックサポート交換	10, 190	枕は含めないこと。
	枕(オーダー)交換	10, 330	
	枕(レディメイド)交換	5, 830	
	バックサポートパイプ交換	3, 830	
	バックサポートパイプ取付部品交換	3, 700	
	張り調整式バックサポート交換	15, 080	
	高さ調整式バックサポート交換	12, 080	
	背折れ機構部品交換	7, 180	
	背座間角度調整部品交換	8, 100	
	アームサポート(肘当て部分)交換	4, 620	
	アームサポート(フレーム)交換	4, 600	
	高さ角度調整式アームサポート交換	9, 010	
	高さ調整式アームサポート(段階調整式)交換	3, 310	

角度調整式アームサポート交換	7, 050	
跳ね上げ式アームサポート交換	6, 060	
脱着式アームサポート交換	6, 200	
アームサポート拡幅部品交換	3, 610	
アームサポート延長部品交換	3,610	
レッグサポート交換	2, 700	
脱着式レッグサポート交換	5, 780	
挙上式レッグサポート (パッド形状) 交換	7, 900	
開閉挙上式レッグサポート(パッド形状)交換	10, 290	
開閉・脱着式レッグサポート交換	6, 790	
フットサポート交換	3, 780	前後調整の構造を有する場合
		は4,160円増し、角度調整、
		左右調整の各構造を有する場
		合は、各1,500円増しとする
		こと。
ヘッドサポートベース(マルチタイプ)交換	27, 080	枕は含めること。
座布交換	8, 750	
座張り調整部品交換	10, 000	
座奥行き調整(スライド式)部品交換	16, 970	
座板交換	6, 800	
座席昇降ハンドルユニット交換	15, 800	
座席昇降チェーン交換	8, 400	
座席昇降メカユニット交換	22, 100	
フレーム(サイドベース)交換	10, 700	
フレーム(サイド拡張)交換	8, 500	
フレーム(サイド拡張)取付部品交換	3, 200	
フレーム (折りたたみ) 交換	22, 180	
ブレーキ交換	9, 100	
キャリパーブレーキ交換	8,000	
フットブレーキ(介助者用)交換	7, 970	
延長用ブレーキアーム交換	1, 630	
リフレクタ(反射器-夜光材)交換	430	1回当たりとすること。
リフレクタ (反射器-夜光反射板) 交換	670	

ハンドリム交換	5, 240	
滑り止めハンドリム交換	8, 740	
ノブ付きハンドリム交換	4, 470	購入後に後付けする場合は、
		4,350円増しとすること。
キャスター(大)交換	8,000	
キャスター(小)交換	5, 800	
屋外用キャスター(エアー式等)交換	7, 500	
リーム交換	5, 500	
車軸位置調整部品交換	16, 120	
大車輪脱着ハブ交換	5,000	
サイドガード交換	6, 820	
タイヤ交換	4, 270	
ノーパンクタイヤ交換	4, 190	購入後に後付けする場合は、
		1,740円増しとすること。
チューブ交換	2, 450	
シートベルト交換	4, 300	
テーブル交換	10, 900	
スポークカバー交換	4, 100	
塗装	17, 900	1回当たりとすること。総塗
ハブ取付部品交換	6, 100	り替えの場合に限ること。
キャスター取付部品交換	7,000	
ハブ用スプリング交換	16, 000	
ステッキホルダー(杖たて)交換	3,000	
泥よけ交換	6, 050	
転倒防止装置交換	3, 750	
転倒防止装置(キャスター付き折りたたみ式)交換	8,670	
携带用会話補助装置搭載台交換	30, 000	
酸素ボンベ固定装置交換	13, 000	
人工呼吸器搭載台交換	25, 000	
栄養パック取り付け用ガートル架交換	10, 190	
点滴ポール交換	10, 430	
シリンダー用レバー交換	2, 500	
メカロック交換	10, 000	

	ティルト用ガスダンパー交換	15, 000	
	ワイヤー交換	1, 800	
	ガスダンパー交換	15, 000	
	幅止め交換	4, 290	購入後に後付けする場合は、
			750円増しとすること。
	高さ調整式手押しハンドル交換	7, 840	
	車載時固定用フック交換	3, 000	
	日よけ(雨よけ)部品交換	12, 000	
	6 輪構造部品交換	34, 720	
	成長対応型部品交換	56, 020	バックサポート高さ及び張り
			調整、座奥行き及び張り調整、フットプレート前後調
			整、車軸位置調整及び脱着ハ
			ブ、その他成長対応に必要な
			構造を有すること。
		25, 000	
	コントローラー交換	84, 300	
	コントローラー部品交換	9, 500	
電	電動リフトコントローラー交換	40, 600	
	電動リフトコントローラー部品交換	10, 200	
	電動ティルトコントローラー交換	94, 500	
	電動ティルトコントローラー部品交換	10, 200	
	操作制御部交換	24, 300	
動	操作制御部部品交換	5, 800	
	電動リフト操作制御部交換	30, 500	
	電動リフト操作制御部部品交換	5, 100	
	電動ティルト制御部交換	30, 500	
	電動ティルト制御部部品交換	5, 100	
車	電動リフト自動停止制御部交換	15, 200	
	電動リフト自動停止制御部部品交換	5, 100	
	電動ティルト自動停止制御部品交換	15, 200	
	電動ティルト自動停止制御部部品交換	5, 100	
	ハーネス及びリレー交換	9, 000	
椅	ハーネス及びリレー部品交換	3, 400	
	電動リフトハーネス交換	15, 200	

	電動ティルトハーネス交換	15, 200	
	モーター交換	28, 500	
	モーター部品交換	7, 200	
子	電動リクライニングモーター交換	17, 000	
,	電動リフトモーター交換	60, 900	
	電動リフトモーター部品交換	8, 100	
	電動ティルトモーター交換	17, 000	
	電動ティルトモーター部品交換	8, 100	
	ギヤーボックス交換	45, 100	
	ギヤーボックス部品交換	9, 700	
	電動リクライニング装置交換	53, 300	
	電動リクライニング装置部品交換	22, 200	
	電動ティルト装置交換	53, 300	
	電動ティルト装置部品交換	22, 200	
	電動又は電磁式ブレーキ(簡易型用を除く。)交換	17, 400	
	電動又は電磁式ブレーキ(簡易型用に限る。)交換	12, 500	
	手動ブレーキ交換	12, 200	
	手動ブレーキ部品交換	7, 200	
	クラッチ交換	8, 600	
	フレーム交換	38, 300	
	フレーム部品交換	8, 900	
	シートフレーム交換	15, 100	
	シートフレーム部品交換	6, 400	
	電動リフトシートフレーム交換	81, 200	
	電動リフトメインフレーム交換	101, 500	
	電動ティルトシートフレーム交換	81, 200	
	バックサポートパイプ交換	8, 800	
	延長バックサポート交換	9, 300	枕は含めないこと。
	枕(オーダー)交換	10, 330	レディメイドは50%とするこ
			と。
	張り調整式バックサポート交換	15, 080	
	ヘッドサポートベース(マルチタイプ)交換	16, 950	枕は含めること。
	高さ調整式アームサポート交換	3, 310	

跳ね上げ式アームサポート交換	6, 280	
アームサポート拡幅部品交換	3, 610	
アームサポート延長部品交換	3, 610	
アームサポートパイプ交換	4, 150	
アームサポートクッション交換	3, 450	
サイドガード交換	5, 000	
バックサポート交換	6, 900	
シート交換	9, 290	
フットサポート交換	11, 500	前後調整、角度調整、左右調
		整の各構造を有する場合は、
		各1,500円増しとすること。
フットサポート部品交換	5, 200	
開閉・脱着式レッグサポート交換	6, 790	
キャスター交換	9, 600	
キャスター部品交換	3, 900	
フロントホイール交換	4, 300	
リヤーホイール交換	5, 200	
タイヤ交換	8, 100	
ノーパンクタイヤ(前輪)交換	5, 000	購入後に後付けする場合は、
		12,400円増しとすること。
ノーパンクタイヤ(後輪)交換	5, 000	購入後に後付けする場合は、
		13,300円増しとすること。
リヤシャフト交換	6, 700	
電動リフトシャフト交換	50, 800	
電動ティルトシャフト交換	58, 000	
電動リフトチェーン交換	50, 800	
電動リフトチェーンアジャスター交換	25, 400	
簡易型電動装置交換	157, 500	アシスト式は、55,000円増し
		とすること。ACサーボモー
		ター式を必要とする場合は
		20,000円増しとすること。
簡易型ホイール交換	27, 700	アシスト式は、6,000円増し
		とすること。

簡易型ホイール部品交換	3, 930	
簡易型右側駆動装置交換	114, 850	アシスト式は、21,900円増し
		とすること。ACサーボモー
		ター式を必要とする場合は
		10,000円増しとすること。
簡易型左側駆動装置交換	84, 850	アシスト式は、39,900円増し
		とすること。ACサーボモー
		ター式を必要とする場合は
		10,000円増しとすること。
簡易型駆動装置部品交換	23, 400	
バッテリー交換	25, 800	密閉型は、3,000円増しとす
		ること。
バッテリー (マイコン内蔵型ニッカド電池) 交換	31, 000	
バッテリー (マイコン内蔵型ニッケル水素電池) 交換	54, 000	
バッテリー (リチウムイオン電池) 交換	124, 400	
バッテリー部品交換	2, 300	
内蔵充電器交換	47, 600	
外部充電器交換	20,000	簡易型は、5,000円増しとす
		ること。
充電器部品交換	11,800	
オイル又はグリス交換	2, 700	
ステッキホルダー(杖たて)交換	3, 000	
転倒防止装置交換	3, 750	
転倒防止装置(キャスター付き折りたたみ式)交換	7, 740	
クライマーセット(段差乗り越え補助装置)交換	18, 000	
フロントサブホイール(溝脱輪防止装置)交換	11, 200	
携帯用会話補助装置搭載台交換	30, 000	
酸素ボンベ固定装置交換	13, 000	
人工呼吸器搭載台交換	25, 000	
栄養パック取り付け用ガートル架交換	10, 910	
点滴ポール交換	10, 430	
背座間角度調整部品交換	8, 100	
座奥行き調整(スライド式)部品交換	12, 080	

電動スイングチンコントロール一式交換	213, 000	
(以下パーツ)		
パワースイングチンアーム交換	68, 250	
チン操作ボックス交換	15, 250	
セレクター交換	88, 000	
液晶モニター交換	52, 000	
頭部スイッチ・取付金具交換	20, 000	
手動スイングチンコントロール一式交換	35, 000	
(以下パーツ)		
手動スイングチンアーム交換	19, 750	
チン操作ボックス交換	15, 250	
手動スイングアーム交換	10, 000	
多様入力コントローラ(非常停止スイッチボックス)交	20, 000	購入後に後付けする場合は、
換		28,000円増しとすること。
多様入力コントローラ(4方向スイッチボックス)交換	30,000	
多様入力コントローラ(4方向スイッチボード)交換	30, 000	
多様入力コントローラ(8方向スイッチボックス)交換	50, 000	
多様入力コントローラ(8方向スイッチボード)交換	50, 000	
多様入力コントローラ(小型ジョイスティックボック	40,000	
ス)交換		
多様入力コントローラ(フォースセンサ)交換	88, 000	
多様入力コントローラ(足用ボックス)交換	40,000	
簡易1入力一式交換	90, 000	
延長式スイッチ交換	1,000	
レバーノブ各種形状(小ノブ、球ノブ、こけしノブ)	3, 350	購入後に後付けする場合は、
交換		1,650円増しとすること。
レバーノブ各種形状(Uノブ、十字ノブ、ペンノブ、太	3, 860	購入後に後付けする場合は、
長ノブ、T字ノブ、極小ノブ)交換		2,980円増しとすること。
感度調整式ジョイスティック交換	10,000	購入後に後付けする場合は、
		5,000円増しとすること。
ジョイスティックのバネ圧変更部品交換	7, 500	購入後に変更する場合は、
		500円増しとすること。
前輪パワーステアリング部品交換	51,000	

	車載時固定用フック交換	3, 000	1ヶ所当たりとすること。
	日よけ(雨よけ)部品交換	12,000	
	リフレクタ(反射器-夜光材)交換	430	1回当たりとすること。
	リフレクタ(反射器-夜光反射材)交換	670	
	シートベルト交換	4, 300	
	テーブル交換	10, 900	
	成長対応型部品交換	56, 020	バックサポート高さ及び張り
			調整、座奥行き及び張り調
			整、フットプレート前後調
			整、その他成長対応に必要な
			構造を有すること。
	手動リクライニング装置交換	35, 000	
	痰吸引器搭載台交換	25, 000	
	キャスター (大) 交換	7, 400	
歩	キャスター(小)交換	3, 700	
	腰掛交換	4, 850	
行	肘当交換	7, 200	
	ブレーキ交換	14, 200	
器	グリップ交換	1,850	
	塗装	8, 500	1回当たりとすること。総塗
			り替えの場合に限ること。
歩 行 補 助	脇当交換	1, 450	
補助	凍結路面用滑り止め(非ゴム系)交換	1,000	
つえ			
重	本体修理	50, 000	
度	固定台(アーム式又はテーブル置き式)交換	30, 000	
障	固定台(自立スタンド式)交換	50, 820	
害	入力装置固定具交換	30, 000	
者	呼び鈴交換	20, 000	
用	呼び鈴分岐装置交換	33, 600	
意	接点式入力装置(スイッチ)交換	10, 000	
思	帯電式入力装置(スイッチ)交換	40, 000	触れる操作で信号入力が可能
伝			なタッチセンサーコントロー

達			ラーであること。別途必要な
装			タッチ式入力装置は10,000円
置			、ピンタッチ式先端部は6,30
			0円増しとすること。
	筋電式入力装置(スイッチ)交換	80,000	
	光電式入力装置(スイッチ)交換	50,000	
	呼気式(吸気式)入力装置(スイッチ)交換	35, 000	
	圧電素子式入力装置(スイッチ)交換	40, 000	
	空気圧式入力装置(スイッチ)交換	40,000	感度調整可能なセンサーを使
			用するものに限る。
	視線検出式入力装置(スイッチ)交換	180, 000	
	遠隔制御装置交換	21, 000	

- 1 価格は、原則として1枚(個)当たりとすること。
- 2 部品交換の価格は、1回当たりとすること。